

『小右記』訓読・現代語訳・注釈（稿） 3

寛弘八（二〇一一）七月十一日条（後半）く八月七日程

下向井研究室

はしがき

この『小右記』 訓読・現代語訳・注釈（以下、本現代語訳とする）は、広島大学大学院教育学研究科で下向井が担当している『小右記』演習（正式科目名は「日本史認識内容学特講Ⅲ・Ⅳ」）において受講生が発表した成果を、授業中に交わされた討議をふまえて補訂したものである。本号には二〇一一年度分の前半を掲載する。

凡例

- 一、本現代語訳は、『大日本古記録』本『小右記』の本文を読み下し、現代語訳し、注釈を付したものである。
- 一、本現代語訳は、演習で報告担当者が作成した読み下し・現代語訳と発表資料をもとに、山本佳奈・尻池由佳が注釈を作成し、下向井・山本が訓読・現代語訳について補訂を施した。しかし決定版というにはまだまだほど遠いので、平安時代史研究者諸賢からご意見・ご批判をいただき、より精度の高いものにしていきたいと念じている。暫定的・過渡的な作業という意味を込めて、本現代語訳は（稿）とする。

一、表記は原則として新字体とする。ただし「僞」「闕」「哥」……などは旧字体のままとする。

一、読み下し文は歴史的仮名遣いにせず、現代仮名遣いを採用した。ただし、「僞（云・曰）、……者」の「者」は、広島大学の伝統的な読み「てへり」に愛着があるので、「てえり」とはせず「てへり」と表記する。

一、読み下し文の句読点について、原則として終止形で終わる文の末尾には句点、文の区切りには、適宜、読点を付した。読点はできるだけ多めに付した。ただし「僞（云・曰）、……者（云々）」で結ばれた引用や発言の部分は、終止形でも読点とした。

一、現代語訳にあたって、本文の敬語表現は人と人との関係性を表しているためできるだけ活かすように努めたが、簡素な表現にした。現代語訳での公卿人名表記の肩書きは兼官名ではなく公卿職事官名（左右大臣・大納言など）で表記する。

一、現代語訳は、読み下し文の直訳ではなく、文意に即して言葉を補ったり言い換えたり、簡略にしたりしている。

一、現代語訳にあたって、訳文に確信の持てない箇所、不十分な箇所は多々存在する。採用した訳文の解釈の根拠を注で示している場合もある。

一、注釈の大半は、『平安時代史事典』『平安人名辞典』『日本国語大辞典』『国史大辞典』など辞典類の記事を抄録したものである。いちいち注記しないで使用させていただいたことをお断りしておく。

一、人名の注釈は、頻出者を除き初出時のみ付した。頻出者は「主な登場人物」として、『史人』第三号掲載の『小右記』訓読・現代語訳・注釈(稿)1に一括紹介した。

一、注釈を作成するに当たり、『史人』第三・四号に既出の項目は、掲載号と頁を(号―頁)と表記した。例：第三号の百頁の場合、(三―100)

一、担当者名は一日分の条文ごとに読み下し文の冒頭の日付の下に【一】内に記した。ただし一日分の条文の途中で担当者が代わった場合は交替した担当部分の冒頭に担当者名を付した。担当者名・学年・所属は左記の通りである。

担当者(学年順)

教育学研究科博士課程後期三年(下向井ゼミ)	包 黎明
教育学研究科博士課程後期二年(下向井ゼミ)	尻池 由佳
教育学研究科博士課程後期一年(白須ゼミ 東洋史)	江間さやか
教育学研究科博士課程前期一年(下向井ゼミ)	奥 忠直
教育学研究科博士課程前期一年(白須ゼミ 東洋史)	大田黒綾奈
教育学研究科博士課程前期一年(三宅ゼミ 日本史)	北川 弘紀
教育学研究科博士課程前期一年(三宅ゼミ 日本史)	瀬戸口 仁
教育学研究科博士課程前期一年(白須ゼミ 東洋史)	門司 尚之
教育学研究科博士課程前期一年(三宅ゼミ)	湯木 智也

(学年は二〇一二年三月の時点)

訓読・現代語訳・注釈

七月

十一日条 【尻池】

【読み下し】

十一日、壬午。民部大輔藤原為任^(藤原)、月に乗じて^(三)来た。多事を談ず。
 新主^(三条天皇)の御事なり。内外を聴さるべき卿相、左大臣・大納言道綱^(藤原)・中納言隆家^(藤原)・三位中将教通等、と云々。

【現代語訳】

十一日、壬午。民部大輔藤原為任が月夜のなかを来邸して、新主三条天皇のことに關して多くのことを話した。三条天皇から内外諸事について意見具申を許された公卿は、左大臣藤原道長・大納言藤原道綱・中納言藤原隆家・三位中将藤原教通たちだと言っていた。

【注釈】

(1) 藤原為任(？―一〇四五)

大納言濟時男。母は源能正(源兼忠女とも)。同母弟に通任がおり、異母姉に城子(三条天皇皇后)がいた。右馬助、少納言、右少弁、右中弁、五位藏人、民部大輔、齋宮別当、伊予守等を歴任。民部大輔在任中の長和元年(一〇一一)、藤原城子の立后に兄弟の縁から奉仕し、亮に任せられる。

(2) 乗月

快晴で月が煌々と輝いている夜、月とともに、の意か。

十二日条 【尻池】

【読み下し】

十二日、癸未。院^(二条院)に参る。春宮大夫・藤中納言等と相遇う。清談

の次いでに云わく、故院御存生の日、中宮・左府聞かる。又近習の人々に仰せらる、と云々。土葬の礼を行わるべし。又、御骨、円融院法皇御陵邊に埋め奉るべし。而るに忘却し、其の事を行わず。相府思い出だし又嘆息す。仍つて御骸骨、暫く円成寺に安置し奉る。三箇年を過ぎ、大將軍西方に在り、円融院法皇御陵邊に移し奉るべし。亦、一周忌の間、円成寺に於いて阿弥陀護摩を修せらる（伴侶六口）。又、未だ円融院に移し奉らざるの前、三箇年の間、五箇口の僧を以て念仏を奉仕せらるべし。藤中納言云わく、中宮、昨日土殿に下居し給うべし。而るに方忌有るにより、十七日に改めらる、と云々。凶事の定め両度及ぶべからざるか。忌諱有る事なり。

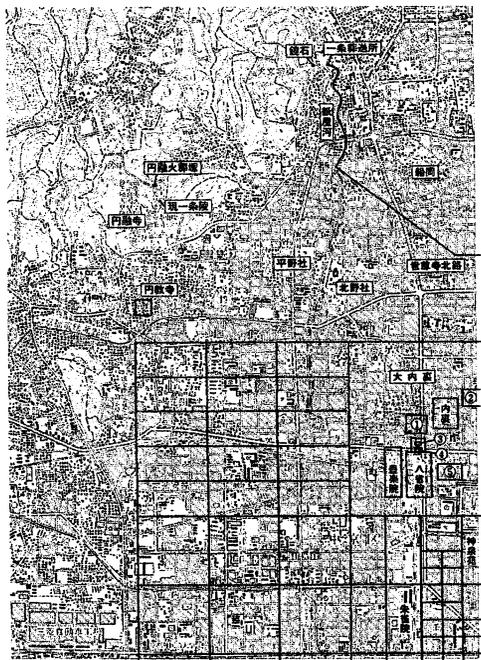
〔現代語訳〕

十二日、癸未。私（実資）は一条院に参院した。権大納言藤原齊信・中納言隆家と一緒にしたので三人で語り合ったが、話題のなかに次のことがあった。故一条院がご存命であったとき、故一条院から中宮彰子と左大臣道長がお聞きになり、また故院が近習の人々に仰せられたのは、「埋葬は土葬にしない」ということであつた。しかし、左大臣道長も中宮彰子も近習の人々もその遺言をすっかり忘れてしまつており、遺言どおりになつた。左大臣道長はそのことを思い出し嘆息した。そこで道長は、御骸骨は大將軍が西の方にある三年間はとりあえず円成寺に安置しておき、三年後に円融法皇御陵のそばに改葬する。また一周忌までの間は円成寺で伴僧六人を付けて阿弥陀護摩を修させる。さらに円融院にお移しする前の三年間は五人の僧に念仏を奉仕させる、と定めた。隆家は「中宮は昨日土殿に下居される予定だったが、方忌のために十七日に改められた」と言つた。実資は、御改葬のことにしても土殿下居のことにしても、凶事の定を二度するのはよくないのではなからうか、それは忌み避けな

ければならないことである、と思つた。

〔注釈〕

- (3) 円融天皇陵（三一七六・四一三六）
山城国葛野郡にあつた円融院（現在の京都市右京区安寺御陵の下町）。
- (4) 円成寺（四一三六）
洛東、東山の椿ヶ峯の西麓にあつた寺（現京都市左京区鹿ヶ谷宮ノ前町あたり）。
- (5) 大將軍（三一九五）
陰陽道による方角禁忌の一つ。万物を殺伐することを掌るといふ。従つて大將軍が所在する方向は極力忌まれるが、大將軍は三年に一度方位を移動して十二年にして一巡するため、通称三年塞がりと呼ばれる。巳午年は西にあり、申酉戌年は南にあり、亥子丑年は西にあり、寅卯辰年は北にあり、この方角が強く忌まれる。寛弘八年は亥年であり、寛弘八年から三年間、西方が忌まれる。



（倉本一宏『一条天皇』二五三頁より地図転載）

※一条天皇の埋葬について

① 一条天皇の埋葬に関する既出記事

六月二八日…金輪寺辺りの御陵所候補地を視察。(『御堂』・『権記』)

七月九日…長坂野にて火葬(八日)後、金輪寺に安置したほうがよ

いが、日次がよくないため禅林寺辺りの寺(円成寺)に暫く安置。八月二日には金輪寺に埋葬予定。(『小右記』御陵所が定まらない間は吉方のため円成寺に安置。

御陵所視察。(『御堂』) 早旦、道長は一条天皇の生前の言葉

を思い出す。(『権記』七月二十日条)

同十一日…金輪山に遺骨を安置する予定であったが円成寺に安置し、

三年後に円融院に安置。(『小右記』) 円成寺の遺骨安置の場所を補修し、今日より明教に阿弥陀護摩を修させる。

(『御堂』)

② 本日条(七月十二日)

・生前一条天皇は土葬に伏すことと円融院の法皇御陵所辺りに埋葬されること望むことを中宮・道長、及び近習人々に話していたが忘却していた。

・大將軍が西方にあるため、葬所からは西方の円融院御陵所辺にすぐに埋葬することができず、三年間は東方の円成寺に安置し、一周忌まで阿弥陀護摩を修し、円融院に改葬するまで念仏を奉仕する。

二十日…唐櫃を作り、円成寺御室に納骨。(『小右記』・『権記』)

③ 改葬

寛仁四年(一〇二〇)六月十六日(『左経記』)…円融寺に改葬。

(6) 阿弥陀護摩(四—132)

密教で阿弥陀如来を本尊として行う修法。敬愛、鉤召、あるいは滅罪などの目的で修する。平安中期以降、実修例が散見する。

(7) 伴侶↓伴僧

法会、修法などの時、阿闍梨に随伴して読経などの役を行う僧。

(8) 土殿(四—136)

貴人の親戚・配偶者らが喪服を着て喪の間に住む建物のこと。平素の建物の渡殿や廊の板敷をはずして土殿とした。彰子の土殿は御在所の一条院東北対よりみて「戌亥方」(北西)に設定されていた(『御堂闕白記』七月十七日条)。また、十七日に土殿へ下居してから服喪中の一ヶ月間はそこへ滞在したと思われ、一ヶ月後の八月十五日に一条院別納へ方違し、翌十六日に枇杷殿へ遷御した(『御堂闕白記』)。

(9) 方忌(四—136)

陰陽道における方角についての禁忌。

(10) 忌諱

いやがって嫌うこと。忌みはばかるべきこと。また、遠慮して口にすべからざる事柄。

十三日条 【尻池】

【読み下し】

十三日、甲申。一本御書所(1)の月奏(2)、一昨持ち来る。而るに署さず返し給う。疑う所有るに依る。時代改むる後、旧の如きの宣旨有るべし。案内を預隼人正元吉(3)に召し問う。申して云わく、一本御書所の例聞かざるなり。内御書所(4)、若しくは旧の如きの宣旨あるべきか。例を尋ね申すべきの由を仰す。今朝、重ねて参り来たる。申せしめて云わく、年々の月奏案悉く紛失し、尋ね見ること能わず。藏人致頼(5)、小舎人(6)を差し、頻りに催促有り。之を如何とす、てへり。含め仰せて云わく、旧主の宣旨に依り事に随うべからず。新主また元の如きの宣旨を下さるの後、署すべきか。他事かくの如し。計也、所々別当(7)の宣旨、同じじか。前例を尋ね見て一定すべきなり。大外記敦頼朝臣(8)を以て史等

に問わしむ。宣理⁽¹²⁾云わく、藏人所方の事なり。官中は知らず。但し新たに宣旨有るべきか。諸寺・諸司・所々別当、一紙に書き、官底⁽¹³⁾に下さるものなり。何ぞ一所の事を知らざるや。宣理、前跡を知らざるに似たり。抑も件⁽¹⁴⁾の定文、文書中より撰び出だし、代改むるの後新たに其の定め有り。下官の案、たまたま相見ゆ。亦、清涼抄⁽¹⁵⁾に見ゆ。今に至りては宣旨を下すの後、月奏に署名すべし。

〔現代語訳〕

十三日、甲申。一本御書所が月奏を昨日持つてきたが、署名をせずに返却した。不審な点があつたからである。天皇の代が改まつた後は、今までどおり一本御書所別当を勤めよという宣旨が出されなければならぬ。そこで一本御書所預の隼人正元吉を呼び出し、事情を問いただした。元吉は「二本御書所でのそのような例があつたかどうかは聞いていません。内御書所ではあるいはそのような宣旨があるかもしれません」と答えた。私は元吉に、「先例をさがしてその結果を報告しなさい」と命じた。今朝、元吉はふたたび来邸したので報告を聞いた。元吉は、「年ごとの月奏はすべて紛失しており、調べることはできませんでした。藏人致頼が小舎人を差し遣わしてきて、頻りに月奏を提出するように催促しているのですが、どういたしましうか」と報告した。私は元吉に、「旧主一条天皇の宣旨に従うのではなく、新主三条天皇が元のように別当を勤めよという宣旨を下された後に署名すべきであろう。月奏以外の事案も同様である」とよくわかるように説明して、新宣旨が出るまでは月奏は提出しないと指示した。考えてみるに、所々別当宣旨は（一本御書所も内御書所も）同じではないか。それでも前例を確認してみる必要があるのか、大外記教頼を遣わして史らに問わせた。右大史の宣理からの回答は、「調べよう指示された一本御書所は藏人所方の事です。太政官・弁官局の管轄外だからわかりません」とはいえやはり新宣旨が必要なのではないで

しょうか」というものであつた。諸寺・諸司・所々別当の定文は官方諸司も藏人方所々も一紙に書いて、官底（弁官局文殿）に下されて保管するものである。どうして一本御書所のことにはわからないことがあるのか。宣理はそのような慣例がわかつていないようだ。そもそも諸寺・諸司・所々別当の定文は、官底保管文書の中から選び出して、代始めのあと新たに所宛⁽¹⁶⁾を行つて定めるものだ。私の手元に所宛定文の控えがたまたま見つかったし、村上天皇撰『清涼抄』にも書かれてあつた。この様な事情がわかつたからには、別当に補すという新宣旨が下されてから、月奏に署名することにする（新宣旨が出るまでは署名しない）。

〔注釈〕

(11) 一本御書所

宮中で「一本御書」を収蔵した所。一本書とは孤本を意味する。『西宮記』八によれば、世間の稀観書をおのおの一本書写して侍従所の南にあつた当所に収納した。その職員には公卿別当のもとに預・書手などがいた。実質は一本御書所別当であつた。

(12) 月奏

参議以上及び天皇近侍の官僚らの毎月の上日（出勤日数）を天皇に上奏する儀。毎月一日、少納言が内侍所について、参議以上及び少納言・外記・弁官・史の前月の上日を奏し、左近陣より出居侍従、内記などの上日を奏した。また藏人が殿上及び諸所陣の月奏を行った。これらは頭要の官または天皇に近侍する官職であるために、特にその上日を上奏したとみられる。

(13) 隼人正元吉

所見は本日条のみ。詳細不明。

(14) 内御書所

宮中の書物を管理した所。『西宮記』八によれば承香殿の東片廂にあり、

延喜の初め、勅によって設けられていたという。ここで文人の作文や学生の試験などが行われた。御書所預の任にあった紀貫之らが勅を奉じて『古今集』を撰んだのも実はこの内御書所とみられている。職員には、別当二人、覆勘・開闡・衆などがあつた。

(15) 紀致頼

紀文利の男。伯耆守にいたり、従五位下に叙す。兄弟に忠道（一〇九一）があり、子に宗成がいる。「系図算要」・「紀氏系図」ともに、従四位下とす。寛弘八年六月十三日、三条天皇の蔵人に任ず。

(16) 小舎人

蔵人所に属して殿上の雑仕に使われた者。納殿の御物を出納する役であるため御蔵小舎人といい、また殿上童ともいった。その数は元来六人で、先朝の小舎人から三人、天皇の東宮時代の坊小舎人から三人を補すのが定めであつたが、のちに増加して十二人になつた。常には校書殿にあり、公用ある時に蔵人が殿上に召した。

(17) 別当

律令官制に正官を持つ官人が、本来の職務とは「別」に、特定官司の職務全体の統括・監督に「当」たるときに補任される職名。九世紀以降、寺院・令外官・家政機関などの統轄責任者の称として一般化した。寛平—延喜（九世紀末—一〇世紀初）から、公卿・蔵人（頭）・弁・史らを令制諸官司・陣中所々・諸大寺有封寺の別当に補任する殿上所宛・官所宛・局所宛が行われ、朝廷の儀式・行事は、陣定の決定や天皇、摂関、上卿の指示のもとに、関係諸司の別当が所管官司を指揮して運営されるようになった。

所宛

別当を定める政務。所充とも。政務の場や内容により、殿上所宛・官所宛などに分けられる。殿上所宛は延喜九年（九〇九）が初見で、内蔵寮・陰陽寮・修理職以下の諸司や、内記所・内豎所・穀倉院以下の

内裏所々、延暦寺・円宗寺・法勝寺・以下の諸寺につき、公卿・殿上人を別当に任命するもの。蔵人所別当の上が御前において、闕否勘文および例文（先例の文書）と土代（草案）を基に空席の別当を決定し、定文を作成した。ただし、村上朝（九四六—九六七）に成立した初度（代始）所宛では、全別当を補任し直した。官所宛は毎年二月に、太政官の弁・史を太政官所々、諸司・諸寺の別当に宛てるもので、史生所宛も同時に行われた。三条天皇の初度（殿上）所宛は寛弘九年であり、当段階ではまだ行われていないため、実資は「如旧宣旨」が必要だと考えている。

(18) 菅野敦頼（生没年未詳）（三一七・四—一二六）

藤原実資家家人として、大外記在任中は叙位の清書を密見させ、除目を注送するなどして実資の信頼を集め、「親昵家人」と呼ばれるほどであつた。

(19) 竹田宣理

寛弘七年（一〇一〇）正月二十七日、右少史竹田宣理（二類従符宣抄）。寛弘八年七月十三日、宣理と見え（「小右記」）とみえ、同九月五日、右大史竹田宣理。申文のことに従い、同九月十五日、正六位上右大史。装束司判官に補せらる。同十月一日、装束司判官宣理。同十二月十六日、右大史竹田宣理、奏に候す。（以上「権記」）

(20) 官底（三一七）

太政官弁官局の実務機関のこと。弁官局の長である大夫史（五位史、その上積が官務）が統括し、大夫史は上卿から弁を通じ先例の上申（先例勘申）を命ぜられた。本来は弁官局内で文書保管、先例勘申、官符・宣旨案の作成など、広範な文書実務に専従する「官文殿」のことであつた。

(21) 清涼抄

天曆元年（九四七）前後の成立とみられる勅撰の宮廷儀式書。『清涼御

記』『清凉抄』とも。村上天皇の親撰本と藤原師尹の加注本が流布したようである。今日どちらも伝存しないが『政事要略』等所引の逸文によつて数十篇目の存在を確認することができ、年中行事（二巻か）と臨時儀式（三巻か）より成る。後続の『蔵人式』や『新儀式』と共通点の多い儀式所であったとみられる。逸文は和田英松編『国書逸文』及び所功『平安朝儀式書成立史の研究』所収。

十四日条 【奥】

〔読み下し〕

十四日、乙酉。四条大納言藤原公任告げ送りに云わく、昨、院に参る。左丞相に謁す。雑事の次いでに云わく、諸卿・侍臣、御穢ごけを忌まず、悉くもつて着座す。御四十九日の間、鈍衣にびぎみを着さず院に候うは便宜なかるべし。今に至り、鈍色にびいろを着し参入すべきの由、定められ了んぬ、てへり。但し参内(23)のとき心喪装束こころなきつらばしを着すべしと云々。事、両端に分かる、拋所なげどころ無きに似たり。左右の間ただ彼の定にあり。この定の後、未だ鈍色を着さず、院に参るべからず。日ひ来、下藤の上達部及び殿上人、連日円成寺に参ると云々。御骨を訪い奉るか、その心を得ず。

〔現代語訳〕

十四日、乙酉。大納言藤原公任が私に連絡してきた。「昨日一条院に参院して、左大臣道長とお会いした。いろいろ談話するなかで、道長は、『参院する公卿や殿上人がみな一条院の死穢を無視して着座している。故一条院の四十九日の間、鈍色（薄墨色）の喪服を着ないで院に祇候するのはよろしくない。今後は、鈍色の喪服を着て参入しなければならぬことを決定した』と言われた。ただし参内の時は心喪装束を着るようにならぬことだ」とあった。着用すべき装束が参院の場合と参

内の場合の両端に分かれていることには、さしたる理由はないように思われる。しかし装束をどうするかはただただ道長の決定次第だ。まずいことに、道長が決めたあと、私はまだ鈍色装束を着用していないので、参院することができないことになった。公任からの連絡にはまた「この頃、下藤の公卿や殿上人が、連日、円成寺に参っている」とあった。一条院の御骨を吊っているであろうか、その真意が私にはわからない。

〔注釈〕

(22) 穢（三―85・四―122）

人間生活を不幸にすると信じられた一切の不浄をいう。死穢・産穢・月事穢・殺人穢・改葬穢・傷胎穢・失火穢・喫肉穢・食五辛穢・獸死穢などがある。穢に触れることを蝕穢と称し、その場合、一定の期間は神事・参内などができないという規定であった。人死の場合は葬日から数えて三十日は穢に触れることを忌む（『延喜式』）。

(23) 鈍色

染色の色。濃いねずみ色。喪服に用いた色。平安中期における服喪服の袍は、鈍色袍が最も重く、無紋袍が中程度、綾袍が最も軽い（心喪装束）。詳細は『史人』第四号一二四頁、素服の項目を参照。

(24) 内裏は東三条殿（六月十三日）八月十一日。

(25) 心喪装束（四―122）

喪期の終わった後、重服（父母など重い喪服）の喪服を脱いでなお一定の期間（普通一月という）哀悼の意を表して着用する装束。また重服以外の関係の人が哀悼を表して着用することもある。綾冠・綾袍・青朽葉色や青鈍色の袴を重服が明けた後一月の間着す（『西宮記』臨時四、服喪装束）。

十五日条 【奥】

〔読み下し〕

十五日、丙戌。早旦、(藤原)資平を以て、未だ鈍色を着さざるに依り、院に参らざるの由を近習の卿相に触れしむ。臨昏、資平等来たりて云わく、春宮大夫に触れんぬ。返事に云わく、然るべき事なり。但し朱雀院の例²⁶、一周忌の間、卿相・侍臣、節会・行幸・神事等の他、鈍色を着す。須べからく彼の例に依るべし。略定かくの如し、てへり。亦、御葬送の御共に候わざるの事、一日委しき旨を以て春宮大夫に談ず。即ち相府に達す。和顔²⁷の氣有るの由、示し送る有るなり。資平・侍従²⁸相共に円成寺に参り、立ち乍ら²⁹退帰す、と云々。

〔現代語訳〕

十五日、丙戌。早朝資平を遣わして、「(私実資が)まだ鈍色装束を着す儀をすませていないため、院に参上することができない」という事情を故一条院の近習公卿たちのもとに連絡させた。夕暮れ時に資平と侍従藤原経任が私のもとに来て次のように告げた。「春宮大夫斉信に事情を連絡しましたところ、斉信は『もつともなことだが、ただし朱雀院のときの服喪の例では、一周忌の間は公卿・殿上人は節会・行幸・神事などの他は鈍色の衣服を着ていたのです、その例に依拠するのがいいだろう、というのがおおよその決定内容だ』、といわれました」。また故一条院の御葬送の御供に供奉しないことについて、先日詳しい事情を斉信に話したが、斉信はそれをすぐに左大臣道長に伝えてくれ、道長は快く諒解していたことを連絡してくれた。資平と侍従経任は一緒に円成寺に参ったが、着座せずに帰ったということだった。

〔注釈〕

(26) 朱雀院の例

天曆六年(九五二)八月十五日に朱雀天皇が崩御した際の際の先例。『北山抄』(巻第四、拾遺雜抄下、上皇・皇后崩事)によれば、喪に服する三ヶ月間は「宴飲作楽」と臣下が「美服」を着することをやめさせる太政官符が出された。ただし、神事を行う場合は「美服」を着するよう定められたことも確認できる。

(27) 和顔
柔和な顔色。ものやわらかな顔色。

(28) 侍従

藤原経任力(吉田早苗「藤原実資と小野宮第」―寝殿造に関する一考察「『日本歴史』第三五〇号、一九九七年」)。

(29) 立ち乍ら

着座して触穢となるのをさけたことのあらわれ。

十六日条 【奥】

〔読み下し〕

十六日、丁亥。ひのとい参内す。陣頭³⁰に人無し。座席煖めず退出す。卿相・侍臣、鈍色を着すべきの議ありと云々。然而れども未だ指したる定を承らず。仍つて今日心喪の服を着し参入する所なり。昨日、若しくは左府(藤原公季)・内府、定むる所か。

大外記敦頼朝臣云わく、昨日左兵衛督云わく、御周忌の間、上達部鈍色を着すべきや否や、先例は如何、若しくは所見有るや、勘申³¹すべし、てへり。抛り勘ずべきの方無し。朱雀院御周忌の間の文書等、事の由を申すべし、てへり。又云わく、明日参議有国(藤原行成)の薨奏³²の事を申し行うべし。但し下官若しくは皇太后宮(藤原行成)大夫等の間に案内を示すべし、てへり。物忌³³の由を答え了んぬ。

〔現代語訳〕

十六日、丁亥。参内した。陣座あたりに人はいなかった。座席を暖め

ることもなく（すぐに）退出した。公卿・殿上人は鈍色装束を着なければならぬとの議があつたようだが、まだはつきりした決定があつたとは聞いていなかった。だから私は今日はとりあえず心喪装束を着て参入したが、ひよつとして昨日、左大臣（道長）が内大臣（公季）と二人だけ決定したのであるか。

大外記菅野敦頼が私に、「昨日、参議藤原実成に『故一条院の御周忌の間、公卿は鈍色装束を着るべきかどうか、先例はどうなっているか。先例などの資料があるかどうか、調べて報告するように』と指示されました。しかし何をもとに調べたらいいかわからないので、故朱雀院御周忌のときの文書などをもとに事情を報告するつもりです」と伝えてきた。

続けて敦頼は、「明日、参議藤原有国の薨奏の事を（上卿を勤める）どなたかに申上して処理していただかなければなりません。実資殿が権大納言公任殿か、どなたに事情説明すればいいでしょうか」と言うので、物忌だから私はできないよ、と答えた。

〔注釈〕

(30) 陣頭

左近衛陣座のほり。

(31) 勘申（四―128）

平安以降、朝廷で儀式などに必要な先例や典故を調べたり、行事の日時などを占い定めたりすること。

(32) 薨奏

親王および三位以上の人の死を薨といひ、これを太政官から奏上すること。参議藤原有国は七月十一日に従二位、六十九歳で薨去した（『小右記』）。

(33) 物忌（三一―75）

「物忌」と書いた札を用いる謹慎行為。毎月陰陽師の書き進める物忌簡を陣・門に立て、当日閉門して外来者を禁じ、必要な者は夜前に参籠させる。

十七日条（前半）

〔読み下し〕

〔湯木〕

十七日、戊子。資平、院自り告げ送りて云わく、頭弁云わく、左府命じて云わく、御傍親^③並びに院司及び素服^③を給わたるの人の外、鈍色を着すべからず。初めの定の如く、心喪装束を着し院及び内裏に参るべし、てへり。件の定、日々変改す。宛たかも掌を反すが如し。近日、心喪の衣服を着す。斯の儀を改むべからざるか。但し朝に定め夕べに變ず、猶お一定し難し。吉事に於いては改むること無かるべし。況や凶事においてをや。晚景、資平来たりて云わく、旧臣の着服の事、初めに申し送るが如し。但し或るいは云わく、御法事の日許りは皆鈍色を着すべし、と云々。此の事抛ん所無きに似たり。亦々案内を取るべし。大外記敦頼朝臣、朱雀院の御時の殿上の侍臣（上達部）の着服等の間の日記（天曆六年九月廿五日・廿六日・十月十八日の定）を注し送る。件の日記、左府の命に依り、今朝写し奉る、てへり。頃くして敦頼朝臣来たりて云わく、今朝、件の日記、相府に於いて子細を見給う。仰せられて云わく、右大臣^③・内大臣・余・皇太后宮大夫・彈正尹（時光）^③・右衛門督^③（懷平）^③・左兵衛督実成は、鈍色を着すべからず。只だ心喪の服を着すべし（朽葉色^③の下襲^③・青鈍色^③の袴、と云々）、てへり。

〔現代語訳〕

十七日、戊子。資平が一条院から、「頭弁源道方が『左大臣道長が「御傍親と院司、そして素服を賜っている人以外は鈍色を着てはならない。初めに定めたとおり、心喪装束を着て院にも内裏にも参上するように」

と命じた』と言いました」と伝えてきた。問題となつてゐる定は毎日のように内容が変わつてゐる。まるで手のひらを返すかのような。近ごろ私は心喪の衣服を着ている。私はこれを改める必要はないのではなからうか。ただしこの度の装束については、朝令暮改、方針がころころ変わり、依然として誰がどのような喪服を着るべきか確定できていない。吉事の場合でも途中で服装を改めないのだから、ましてや服喪のような凶事の場合に途中で服装を変えるなど、もつてのほかだ。夕方、資平が来て、私に「素服を賜つた旧臣が鈍色を着ることについては、今朝連絡したとおりです。ただし、ある人が言うには、御法事の日だけは、全員鈍色の衣服を着るべきである、とのことです」と語つた。資平が伝えてきたことは、何の根拠もないようだ。もつと情報を取り寄せる必要がある。大外記菅野敦頼が、(一昨日参議実成から指示されて調べた)朱雀院の御世の公卿・殿上人が服喪中の服装に関する外記日記(天慶六年(九四三)九月二十五日・二十六日・十月十八日の公卿議定)を、私のもとにも筆写して送つてきた。日記に添えた消息には、「この外記日記は左大臣道長の命によつて、今朝、筆写して道長に献上しました」と書いてあつた。しばらくして、敦頼が私のもとに来て、「今朝、左大臣道長に例の日記の献上しましたところ、道長は詳しく御覧になつて、『右大臣顕光・内大臣公季・大納言実資・同公任・中納言時光・同懐平・参議実成は鈍色を着てはならない、心喪装束(朽葉色の下襲、青鈍色の袴)を着ればよい』と仰せられました」と語つた。

〔注釈〕

(34) 傍親

傍系の親族。

(35) 素服(四―124)

近親者・天皇・主人などが死去したとき、哀悼の心を表すために喪の

期間中着る粗末な装束。凶服ともいう。

(36) 朽葉色

襲の色目の名。表は赤みがかつた黄色で、裏は黄色。

(37) 下襲(四―126)

束帯の下着。束帯や包袴の袍の下に重ねる內衣。半臂の下に着け、背後の裾を長く引くのを特色とする。

(38) 青鈍色

襲の色目の名。表裏ともに、濃いはなだ色(藍染の紺に近い色)。

十七日条(後半) 【北川】

〔読み下し〕

今日、参議有国の薨奏有り。皇太后宮大夫、これを奏す(件の奏、書杖に挟み、上卿御所に進みてこれを奏す。書杖を返し請く、と云々)。敦頼朝臣云わく、今日内大臣参内す。即位の日を勘申せられるべきの事有り。然れども薨奏の事に依り延引す、てへり。敦頼云わく、奏に着すべからざるの事、思い失いて仰さず。只今帰参す。内に於いて仰すべきなり。前例、上卿仰せらる所なり。しかるに仰せられず退出す、てへり。経営参入す。故院旧臣の装束の事、頭弁に案内す。其の報状に云わく、今日、左府の命を奉りて云わく、御傍親並びに院司、素服の人々の外、鈍色を着すべからず。猶お心喪装束を着し、大内及び院に参るべし、てへり。府生仲遠(39)、月奏を持ち来たる。申さしめて云わく、一日、藏人致頼、府生亮範(40)に仰せて云わく、今月の月奏の直・闕を載すべからず、最初に依り直・闕・仮(41)を付さざるに加署し了んぬ。

〔現代語訳〕

(また敦頼の言だが)、今日、参議藤原有国の薨奏があり、権中納言藤原行成が上卿になってこのことを奏上した。この奏は、上卿行成が書杖に挟んで(陣座から)御所に進んで(書杖ごと藏人に渡しして)奏上し、返された書杖を受け取ったということだった。

敦頼がまた「今日内大臣藤原公季が参内(東三条殿)しました。御即位の日を勘申する予定でありましたが、薨奏があつたために延期されることになりました」と言った。さらに敦頼は、「あなた様(実資)が薨奏の上卿を担当する必要はないという(天皇または道長の)仰せをあなた様にお伝えすることをうっかり失念しておりました。いま帰って参りましたのは、内裏であなた様にお伝えしなければならぬからです。前例では、実際に上卿を勤めた行成が私にあなた様は上卿を勤める必要がないことをお伝えするよう命じられなければならぬところなのですが、命じられないまま退出してしまいました」と告げた。私は(事後になつてしまつたが、敦頼から薨奏の上卿を勤めるには及ばないことを伝えられるために)急いで参内(東三条院)した⁽³⁹⁾。故院の旧臣の装束の事がどうなつたか、頭弁資平に書状で状況を尋ねた。資平からの返事には「今日左大臣道長が、『御傍親と院司、および素服を賜つた者以外は鈍色の服を着てはいけない。心喪装束を着て参内・参院せよ』と命じられました。」とあつた。右近衛府生の和氣仲遠が月奏(月間勤務記録)を持つてきて、「先日、藏人の平致頼が右近衛府生の若倭部亮範に『今月の月奏には出欠を載せなくてもよい。三条天皇が御即位して最初の月であるからである』と言いました」と報告した。亮範は私(実資)にこのことを報告しなかつたが、仲遠の報告によつて、私は出勤・欠勤・休暇届提出を記載していない月奏に加署した。

〔注釈〕

(39) 経営

意外な事などに出会つて急ぎあわてること。

(40) 和氣仲遠

寛和元(九八五)・三・二七、散位和氣仲遠。宇佐使として立つ。長和元(一〇一二)閏一〇・一四、氏長者仲遠、和氣爵につき愁う。ただし、怠あるにより、長たるべからずとみえる。これは和氣正重に給爵のことを約定しておきながら、和氣仲信給爵、宇佐使に立つを、正重が愁訴したものである。万寿元(一〇二四)一二・一三、実資の少女(千古)の着裳に就膳奉仕す。

(41) 若倭部亮範(三一—94)

寛弘二(一〇〇五)一一・一五、隨身番長。内裏焼亡を告ぐ。寛弘八・三・一五、府生亮範とみえ、長和二(一〇一三)正・二六、府生亮範。資高(実資養子)の元服に奉仕し、疋絹を給わる。同七・二五、府生若倭部亮範。大宰相撲使となり、相撲人四人をつれ参来、瓜を給わる。同九・二九、昨日楽人候せざるにより考文を進む。長和四・五・二、去三月相撲人の事により過状を進む。寛仁二(一〇一八)五・二二、将曹亮範、隨身らを勘問せしむ、など近衛官人として『小右記』にしばしば見える。

(42) 月奏の記載

直…出勤。 闕…欠勤。 仮…公務の一時的な免除。病氣や穢などによつて出仕できないときは、仮文を外記・本司・藏人所等に出して、仮を申請することになつていた。

(43) 「さらに敦頼は急いで参内した」の部分の現代語訳、成案のないまま、暫定的に本文のようしておく。

十八日条 【大田黒】

〔読み下し〕

十八日、己丑。皇太后宮大夫並びに子の定頼^(藤原)、故院の奉為^(おんため)に等閑^(おんた)の事

有りと云々。一夜左府宿所⁽³⁾に於いて近習の上達部会合し、誹謗嘲弄有りと云々。其れ専ら一人礼部納言（俊賢）、と云々。齡^が艾年⁽⁴⁶⁾を過ぐ。人、一族にあらざ。嗟乎々々。昨夕左相府参内す（直衣⁽⁴⁷⁾を着す）。院の御穢れに籠り候わるの後、今初めて参る、と云々。

〔現代語訳〕

十八日、己丑。権大納言藤原公任とその子定頼が、故一条院に対して（葬送・法会などにおいて）いい加減なことがあったということだ。先日の夜、左大臣（道長）の直廬に近習の公卿たちが集まったとき、公任父子を誹謗嘲弄することがあったらしい。誹謗中傷していたのはもっぱら権中納言源俊賢一人だったという。俊賢は五十歳を過ぎた分別ある人物のはずだ。この男は私の一族ではないとはいえ、まことに嘆かわしいことである。昨日の夕方、左大臣（道長）が直衣を着て参内した。故一条院の御穢れに参籠後、今回が初めての参内であったということだ。

〔注釈〕

(44) 等閑

いいかげんなこと。またはそのような行為。

(45) 道長の宿所

直廬：皇親や主要な臣下が宮廷内に与えられる個室。皇太后、女御、東宮、親王、内親王、摂関、大臣、大納言などが休息・宿泊・私的な会合などに用いるが、摂関の場合はここで政務を執ることもあった。道長的一条院内宿所は藤原彰子と同じ東北対内にあった。（参考：倉本一宏『一条天皇』吉川弘文館、二〇〇三年）

(46) 艾年

（髪が艾のように白くなるからいう）五〇歳の称。

(47) 直衣

天皇・皇太子・親王・公卿が日常着として用いた服飾。烏帽子に直衣・裵・単・指貫を用いた。雑袍とも呼ばれる。

十九日条 【大田黒】

〔読み下し〕

十九日、庚寅。申の剋許りに参院す。藤納言・侍従中納言、右衛門督・右宰相中将等と相逢い、数剋清談するの間、左府、經通朝臣を以て示されて云わく、今日慎む所有り、相逢わず、てへり。御念仏了りて、衝黒、退出す。上達部・殿上人、御前に候う。座席有り。然而れども余、侍所⁽⁴⁸⁾に候う。源中納言・兵部卿・左兵衛督、御前の座に候う。源中納言俊賢、下官の為に近日頻に讒舌⁽⁴⁹⁾有り。未だ其の心を得ず。

〔現代語訳〕

十九日、庚寅。申の剋（午後三時〜五時）頃に一条院に参った。中納言隆家・権中納言行成、参議懷平・同兼隆等と一緒に、数時間、雑談していたら、左大臣道長が権左中弁・中宮権亮藤原経通を通して「今日は慎むところがあるため、皆には逢わない」と伝えてきた。一条院の御念仏が終わって、日が暮れて院から退出した。院では公卿・殿上人は（中宮彰子の）御前に参上していた。私の座席もあったのだが、私は侍所にいた。権中納言俊賢・参議藤原忠輔・同実成は彰子の御前の座にいた。権中納言俊賢は、最近しばしば私のことを（道長や彰子に）讒言しているようだが、どういう意図なのかよくわからない。（実資が御前の座に着さなかったのは俊賢と同座したくなかったからか）。

〔注釈〕

(48) 侍所

宮中の近習が詰める所であり、侍の上目を勘する機関。饗や諸行事の

物品調達などにも当たった。

(49) 讒舌（讒言）

人をおとしいれるため、事実をまげ、またいつわって、（目上の人）にその人を悪くいうこと。また、その言葉。

二十日条 【江間】

〔読み下し〕

廿日、辛卯。伝え聞くに、故院の御骸骨、日来円成寺に安置し奉る。今日吉日なり。仍つて小さき韓櫃^⑤の如き物を作り（深き蓋）、御骨の囊^⑥を納む。念代^⑦の如き物を作り（方二尺、一面に戸有り）、辛櫃^⑧を納む。辛櫃の上に小屋を造り、宝形^⑨を居え戸内に安置す。三箇年の後、又更に、御存生の時の御本意の処に移し奉るべし、と云々（御本意の処と謂うは、是、円融院の御陵の辺りなり）。此の御骸骨、件の寺に逗留す。又初め、金輪山に埋めんが為、源中納言及び陰陽師（光榮朝臣^⑩）、他の人々、相共に其の処に臨み、点定して絵図を画き、石の卒塔婆^⑪を造り設置す。寔に未だ鎮謝^⑫に及ばずと雖も、已に其の所を定め了んぬ。天下云わく、是、凶怪か、と云々。彼の事を以て驗と為すべし。遺言に至りては大將軍・王相^⑬方を忌まるべからざるものなり。將曹正方^⑭申して云わく、史久永^⑮仰せて云わく、去る八日、左大臣右大臣に仰す。相撲召合^⑯停止を伝宣せよ。官符を造ると雖も、外記政^⑰未だ始まらず。請印^⑱せず。且つ府に召し仰すべきの由^⑲、右大弁仰す所なり、てへり。資平、院自ら退出して云わく、円成寺の事了んぬ。大納言齊信、中納言俊賢、参議兼隆・実成・頼定等、院に参る。参議正光^⑳・左少将朝任^㉑、御骸骨に副い動かし奉る。仍つて院の座に着さず。但し蔵人二人（成順^㉒・頼国^㉓）、御骸骨を動かすに供奉せざるに依り、彼の所に候うと雖も穢れと為さず、と云々。

〔現代語訳〕

二十日、辛卯。私が伝え聞いたところによると、故一条院の遺骨は、今日まで円成寺にご安置してきた。今日は吉日なので、蓋の深い小さな唐櫃のようなものを作り、それに御骨を入れた袋を納めた。そして一辺が二尺で一面に戸があるミニチュアの御堂を作つて中にその唐櫃を納めた。唐櫃の上には宝形造の小屋を作り、ミニチュア御堂の戸内に安置した。遺骨は三年後に、故一条院が在りし日にお望みであった場所にお移しすることになったとのことだ。お望みだった場所とは、お父上である円融院の御陵の辺りである。それまでは、遺骨は円成寺に留め置かれる。初めは、金輪山に埋めようとして、権中納言源俊賢と陰陽師賀茂光榮などの人々がそこに下見を行った。埋葬場所を定め、図面を描き、石の卒塔婆も作つて設置していた。本当は、まだ地鎮祭は行っていないといつても、すでに場所を定め終わっていたのである。天下の人々は、すでに決めていた墓所を変更したことは縁起が悪いことではないかと言っているようだ。凶事の前兆となるであろう。（今回場所が変更されたのは大將軍の方忌みによるが）、遺言で所望の埋葬場所ならば、大將軍や王相の方忌みをする必要はないのである。將曹紀正方が私に報告した。「左大史の伴久永が私を呼び出して右大弁源道方の以下のような命を伝えました。すなわち、去る八日、左大臣道長が右大弁道方に相撲召合を停止することを伝宣するよう命じられたので、道方は伴久永に諸国に宛てて相撲停止を命じる太政官符を作成させたが、外記政始がまだ行われていないので、官符に請印ができない。そこで相撲召合を運営する左右近衛府の官人を呼び出して相撲停止を命じるように」。資平が一条院から退出してきて私に報告した。「円成寺への納骨が終わりました。その後、権大納言藤原齊信、権中納言源俊賢、参議藤原兼隆・藤原実成・藤原頼定たちは、一条院の御念仏に参りました。参議藤原正光と左少将源朝任は、遺骨を納骨所に運んで穢に触れたので、その穢を移さないように

一条院では着座しませんでした。ただ、藏人の高階成順と源頼国の二人は、ご遺骨を直接持ち運んだのではないので、円成寺での納骨に立ち会ったとはいっても穢とはみなさないことになりました」。

〔注釈〕

(50) 唐櫃

調度品・衣類等を収納し運搬を目的とする器物。辛櫃、韓櫃とも。脚を持つのを特色とし、脚を持たない長持と区別され、六脚のものが一般的であるが、四脚の例も見られる。

(51) 念代

『権記』同日条には「堂方一間、其様如三昧堂、無庇、三面佐久利皮女、一面有戸、四角々木上葺板如屏上、其上置蕨形、中置葱花形、堂内置押覆桶（桶上押紙）」と見え、『小右記』とは大きさが異なるが、一面に戸があしらわれている点から同一のものともみられる。御堂のミニチュアだろう。

(52) 宝形（造）

屋根の平面が正方形若しくは八角形で、隅棟が屋根の中央に集まる形をいう。その頂点に宝珠や露盤を飾る。

(53) 賀茂光栄（三一—87）

陰陽・曆家。一条朝ごろの陰陽家としては安倍晴明と並び称せられ、朝廷や貴族のために祭祓・日時勘申・式占等を奉仕した記録は、『御堂』『小右記』等に頻出する。

(54) 卒塔婆

広い意味では、三重・五重塔や、多宝塔・五輪塔・角塔婆に至るが、一般には簡単な塔形のをさす。死者の菩提を弔うために造立されたが、逆修やその他の作善のためのものもある。

(55) 鎮謝

神霊をしずめなだめること。

(56) 王相神

陰陽道で祀る王神と相神。この神の方角は月塞がりとして移転・建築などを忌む。

(57) 紀正方

寛弘二年、射遺に奉仕、相撲定文、番奏簡を持ち来るなど、府生として精勤をいたし、寛弘五年、格勤者として将曹に転じている。

(58) 久永（四—135）

伴久永力。寛弘三年、史久永、結政に奉仕。寛弘八年、左大史文永（につくる）悠紀行事となる。

(59) 相撲召合

毎年七月末日に、内裏紫宸殿南庭において左右の相撲人との相撲を観覧する行事。九世紀、臨時の遊興としてに現役の近衛を相撲人として催されていたものが、宇多朝にいたって相撲節会にかわり年中行事として催されるようになった。相撲人は近衛府官人より選ばれ派遣された相撲使に連れられ入京、左右に分けられ稽古をする。数日前に内取という稽古相撲も行われる。当日は左右各七人の相撲人が勝負を決し、各勝敗が記録され、総計の勝方による乱声・勝負舞が奏された。翌日には相撲抜出・追相撲がおこなわれた（山本佳奈「相撲儀礼の転換—相撲「節会」から相撲「召合」へ—」『九州史学』一九六号、二〇一〇年）。寛弘八年の相撲召合は一条天皇崩御により停止されることが七月二日の時点で決定されていた（『小右記』）

(60) 外記政

朝廷における政務の一形態。諸司の上申する政を公卿が聴取裁定するのは、政庁たる朝堂院において行うのを本旨としたが、それが次第に

太政官曹司庁で行う官政に移り、更に平安時代に入って内裏建春門の東に大臣以下公卿が候し、外記が直侍する太政官候庁¹¹外記庁が設けられるに及び、同庁において公卿聴政が行われるのが常態となった。これが外記政である。

(61) 請印

印を捺すことを請う、の意であり、印とは内印である。内印を請うには「聖聴を煩わす」と養老四年の太政官奏にある。太政官符には太政官印を捺すが、大事には内印を請印する。少納言が捺印を掌るが、平安時代に入ると請印の件数が増大して少納言の職掌が繁多となり請印文書の始末に困り、政務の円滑を欠く原因となった。嵯峨天皇宣旨には、五〇通を超過して請印することなかれとあり、政務に矛盾を生じたので令外文書の官宣旨なる無印文書の発生を促した。

(62) 相撲召合停止の場合の手續き

『西宮記』恒例第二、七月、相撲等には、「相撲止事」としてあらかじめ停止するときは官符を給い、相撲使が下向した後は府牒を給い、急な停止には次將に仰すとある。

(63) 正光と朝任は「小堂」(『小右記』でいうところの「念代」を指すか)を昇ぎ御骨が安置されている戸内に入り、「小堂」内に納められている「桶」に「御骨壺」を奉納し、この日から数えて三十日(改葬の場合の穢は三十日)忌むよう定められたことが『権記』同目条に見える。また、正光は葬送の際に御骸骨を首にかけて移動していた(『小右記』七月九日条(『史人』第四号一三〇頁に掲載))ため、この役に当たったと思われる。

(64) 源朝任

大納言時中の七男。母は参議藤原安親女。官歴は、長保五年従五位下侍従、その後、左兵衛佐、少納言、藏人、右少將などを経て、長和元

年三条天皇の藏人。

(65) 高階成順

一条天皇御讓位により、院判官代となり、崩御ともない、入棺・埋葬に判官代藏人式部丞として奉仕。

(66) 源頼国(三一—80)

源頼光男。寛弘二年、藏人。寛弘八年、一条天皇の御葬送に布施・粥時に奉仕。

二十一日条 【門司】

〔読み下し〕

廿一日、壬辰。参内す。皇太后大夫・右衛門督同じく参る。良久^やしく陣に候う。晩に臨み退出す。

〔現代語訳〕

二十一日、壬辰。私(実資)は参内した。権中納言行成と参議懐平も同時に参内した。だいぶ長い間陣座において(三人で雑談したが)、夕方には退出した。

二十二日条(前半) 【門司】

〔読み下し〕

廿二日、癸巳。章信^{藤原}云わく、七僧^①・百僧并びに僧前^②の事など定められ訖んぬ。七僧の僧前、左右内三相府・藤大納言(道)・春宮大夫(齊)・治部卿(俊)・左衛門督(頼)・題名僧^③・殿上人、と云々。定頼朝臣^④を除かる、と云々。四条大納言及び下官定め宛てられず。若しくは御傍親・院司等に非ざるに依るか。将^{はた}また不許の氣有らんか^⑤。相府不快の事、只、近習卿相の言い催さしむる所なり。還りて以て恐惶^⑥すべし。過怠^⑦無きに依るのみ。

参院す。殿上に候う。左相府、小時、殿上に出でらる。晩頭に御念仏有り。左大臣・内大臣・治部卿・藤中納言・右宰相中将・左宰相中将・左兵衛督・源宰相、御前の座に候う。御念仏了りて暗に乗じて退出す。内大臣・左兵衛督は鈍色を着すべからざるの定めの内なり。而るに皆鈍色を着す。就中、内大臣深き鈍色を着す。若しくは是、褻装束せきさうそくに依るか（直衣）。

〔現代語訳〕

二十二日、癸巳。藤原章信が来て、「七僧・百僧や僧膳のことなどは（道長が）決められました。七僧に出す御膳は左右内三相府（道長・顕光・公季）・大納言道綱・権大納言齊信・権中納言俊賢・同頼通に割り当てられ、題名僧の御膳は殿上人に割り当てられました」と報じた。藤原定頼は殿上人なのにこれから除外されている。また権大納言公任と私（実資）も割り当てられていない。もしかしたら我々が故一条院の御傍親や院司ではないからであろうか、あるいは割り当てさせたくないのだろうか。左大臣道長が我々を服喪装束のことで不快に思っているというのは、道長の近習公卿が勝手に吹聴しているだけであって、彼らの方こそ逆に恐れ入るべきだ。我々には何の落ち度もない。

一条院に参り殿上に伺候した。左大臣道長はしばらくして殿上に出てきた。陽が暮れて御念仏があつた。左大臣道長・内大臣公季・（私大納言実資）・権大納言俊賢・中納言隆家・参議藤原兼隆・同源経房・同藤原実成・左宰相中将（藤原経房）・左兵衛督（藤原実成）・同源頼定が皇太后彰子の御前の座に伺候した。御念仏が終わったので、暗がりのなかを退出した。内大臣公季・参議実成父子は、鈍色を着てはいけなと道長が定めた人たちに含まれているにもかかわらず、二人を含め全員、鈍色の服を着ていた。とりわけ内大臣にいたっては深い鈍色の服を着ていた。もしかしたらこれは喪服ではなく褻装束（普段着）の直衣だから鈍色なの

だろうか。

〔注釈〕

(67) 藤原章信（三一—92）

藤原知章の男。母は源孝の女。弁・藏・三事、和泉・伊予・但馬の守を歴任し、宮内卿となる。寛弘八年、藏人に補せらる。

(68) 七僧（三一—103）

大法会における七種の役僧。講師・読師・呪願師・三礼師・唄師・散華師・堂達の総称。

(69) 僧前

法事などをつとめた僧侶に供養のために供する食膳。また、それを供すること。

(70) 題名僧

経供養のときなどに、その経文の題目を読み上げる僧。

(71) 藤原定頼（九九五—一〇四五）

四条中納言と呼ばれた。中古三十六歌仙の一人。公任男。母は村上天皇第九皇子昭平親王女。寛弘四年（一〇〇七）従五位下に叙され、同五年侍従。右近少将、右中弁、勘解由長官、藏人頭、左中弁等の後、寛仁四年（一〇二〇）参議。

(72) 僧前からの実資・公任・定頼の除外

実資・公任が一条天皇の葬送に参入しなかったことを、道長が「不快」に思っていることを後日公任から聞かされている（『小右記』七月十日条）こと、公任と子息定頼が故一条天皇に対して「等閑」（葬送や法要・読経への不参加か）であつた（『小右記』七月十八日条）ことなどから、道長が三者の態度を不満に思い除外した可能性を実資は心配している。

(73) 恐懼

恐れかしこむこと。

(74) 過怠

あやまち。てぬかり。過失。実資は葬送に参入しなかつたが、その件は事前に頭弁に報告済みであつた（『小右記』七月八日条）

(75) 襲装束

襲とは、神事の行われる日や節日、あるいは宮廷の公的行事の場合などのような特別な空間に対して、日常的な時間や空間のあり方をいう。襲装束は儀式などの場で着る晴装束に対して、普段着・日常の服を指す。また、直衣姿で儀式の場にいることを襲装束と言っている場合もある。

二十二日条（承前）

【瀬戸口】

【読み下し】

今日、左相府に謁す。不快の氣無し。雑事の談話、尋常の如し。但し内心は知り難し。内府云わく、一日、頭弁伝え仰せて云わく、故院の尊号^⑥の詔書^⑦有るべし。其の事行うべし、てへり。崩じ給うの後尊号^⑧を行ひ奉らるの例、大外記教頼を以て尋ね勘ぜしむ。所見無きの由を申す。延長の例^⑨に相准ずべし。然而れども彼の間の日記、已に所見無し、と云々。左府云わく、猶お彼の時の例を尋ねらるべし、てへり。又、院号^⑩有るべし、てへり。延長八年の例を尋ね問わしむ。所見無きの由を申す。之を如何とす、てへり。内府云わく、院号、詔書無きか。余答えて云わく、官符^⑪・宣旨^⑫の間か。抑も是、崩せしめ給わざるの時の事なり。崩ずる後の例、知らざる事なり。内府云わく、件の事等、故殿^⑬の御日記^⑭に見ゆか。若し所見有らば示し送るべし、てへり。故殿の延長八年の例を引見するに、他事を注せらる。件の両事を注せられず。崩後に依り、尊号・院号等無きか。

【現代語訳】

今日、（一条院の殿上で）左大臣道長に面会したが、（私の服喪装束のことについて）気分を害してはいないようであつた。道長がいろいろ語る談話の様子は、普段と変わりなかつた。ただし内心がどうなのかは図り難かつた。（殿上での談話のなかで）内大臣公季が、「先日頭弁源道方が『故一条院に尊号を奉呈する詔書を出すので、その上卿を務めよ』との三条天皇の仰せを伝えてきた。そこで私は大外記菅野教頼に命じて、上皇が崩御した後に尊号を奉呈した先例があるかどうか調べさせたところ、教頼は所見はないと報告してきた。私は延長の醍醐上皇の先例に従うのがよいと思うが、その延長度の外記日記にまったく所見がない、という（どうすればいいものか）」と語つた。すると左大臣道長は「もう一度延長度の例を調べさせるように。しかしいづれにせよ院号は奉呈する」と語つた。私は教頼に延長八年に院号詔書が出されてないか調べさせたが、やはり所見なしとの回答だつた。私は道長・公季らにそのことを告げて「どうするべきでしょう」と聞いた。公季が「院号は詔書で奉呈するものではないのかもしれない」と言つたので、私は「官符か宣旨なのかもしれないね」と述べた。そもそも（尊号にせよ院号にせよ）崩御していない場合に奉呈するものであるから、崩御したあと奉呈した例を私は知らない。公季は続けて「延長度にどうしたか故殿実頼の日記に所見はないのか。もしあればあとで私に送ってほしい」と言つた。

（一条院から帰宅して）故殿の延長八年の讓位・踐祚の記事を確かめてみたところ、尊号・院号奉呈以外のことは書いてあるが、尊号・院号に関する記事はなかつた。崩御後だから尊号も院号も奉呈しなかつたのだろうか。

【注釈】

(76) 尊号

天皇および皇后の尊称。また、追号・諡号を指す場合や太上天皇・皇太后を指す場合がある。

(77) 詔書

天皇の命令。勅と並んで天皇の命令を伝える文書様式を詔書という。詔書は中務省内記が作った草案に天皇が画日を加え、その写しが太政官に送られて外記が施行を求める形式。

(78) 延長例

延長八年(九三〇)、醍醐天皇崩御の際の例を指す。九月二十二日、醍醐天皇は病の悪化により寛明親王(朱雀天皇)に譲位。同二十九日に落飾して金剛宝と称し、同日四十六歳で崩御。陵は後山科陵。遺言により諡せず、醍醐天皇・小野帝などと称した。

(79) 院号

天皇の追号(おくりな)。冷泉天皇以降、譲位後に居住した御所の名称によって院号を用いる例となった。また後一条天皇以後は在位中に崩御した天皇にも、里内裏の殿名などによって院号を贈るのを常例とした。

(80) 太政官符(四―135)

太政官内の弁官が作成し発給する下達・施行文書。その施行にあたっては、内印・外印が踏される必要があつたため煩雑な「請印」の手続きを経なければならなかつた。

(81) 宣旨

太政官の命を伝える文書の一形式。天皇の勅は太政官に伝えられ、太政官符・太政官牒ないし官宣旨という形式で文書化される。文書作成の責任を負う弁官局の史は口頭で受命するが、この時に手控えを作成する場合があります、この手控えが当事者に交付されるようになって文書

化したもの。平安時代には官宣旨が盛行。太政官符のように捺印を必要としないため比較的手軽。

(82) 故殿↓藤原実頼(九〇〇〜七〇)

小野宮殿とよばれる。父は忠平、母は源能有の娘昭子とも宇多皇女源順子とも。天曆元年(九四七)左大臣、康保四年(九六七)冷泉天皇即位時に関白太政大臣、安和の変後、円融天皇の摂政に就任。有職故実に詳しく、小野宮流の始祖となつた。実資の祖父に当たり、実資を養子に迎える。

(83) 実頼の日記↓『清慎公記』(水心記)

『水心記』の称は諡号「清慎」公の字偏をとつたもの。実頼の孫公任が日記の原本を切り継いで部類記を作成したため散逸し、延長二年(安和二年(九二四〜九六九))の逸文のみ現存する。

二十四日条 【奥】

〔読み下し〕

二十四日、乙未。晩頭、^(藤原通任)頭馬頭⁽⁸²⁾来たりて云わく、昨日禁色⁽⁸³⁾・雑袍⁽⁸⁴⁾宣旨下さる。即ち禁色を着す。左相府、⁽⁸⁵⁾下襲⁽⁸⁶⁾・⁽⁸⁷⁾表袴⁽⁸⁸⁾、てへり。

〔現代語訳〕

二十四日、乙未。宵の口に蔵人頭・右馬頭藤原通任がやってきて、「昨日禁色・雑袍宣旨が(私に)下されました。そこで禁色(の装束)を着てきました。下襲と表袴は左大臣道長からいただいたものです」と述べた。

〔注釈〕

(84) 頭馬頭↓藤原通任(九七三?〜一〇三九)
生年は九七四年とも考えられる。大納言濟時息男。小一条左大臣師尹

の孫。姉妹の一人に三条天皇皇后娥子がいる。三条天皇の東宮時代に春宮亮を務め、寛弘八年（一〇一一）天皇踐祚に伴い藏人頭となる。同年七月禁色雑袍を許され、十二月に参議となり、翌長和元年正月には従三位に叙された。

(85) 禁色

禁断の装束の色。官人の装束は位色によって位階の標識とし、僭越して上階の位色を犯すことを禁じたので、広義には、上位の色とその他の地質（生地）は、いづれも下位にとつては禁色とされた。したがって一般の禁色は昇進すれば解消されるのであるが、絶対に許されない禁色は、天皇の位色とする黄櫨染と東宮の黄丹の色である。なお禁色を着用できる公卿に昇進せずして、禁色の宣旨を下賜されて禁色の人となる破格の特例がある。大臣家の子孫にあたるいわゆる公達に対してであり、直衣着用勅許の雑袍宣旨とともに許されることが多い。

(86) 雑袍

直衣をいう。摂関期の雑袍勅許は昇殿の資格を有している者に与えられた（佐藤早紀子「平安中期の雑袍勅許」『史林』第九四卷第三号、二〇一一）。『御堂関白記』七月二十三日条には「藏人等襟（禁）色宣旨了」とあり、通任は六月十三日に「新帝（三条天皇）」の藏人頭に補任されている（『御堂関白記』）ことから、藏人補任を契機としてなされたものだと考えられる。

(87) 表袴

礼服・束帯の時、大口の袴の上に着装する切袴（足首までの長さの裾括の緒を入れない袴）。

二十五日条 【奥】

〔読み下し〕

二十五日、丙申。或るひと云わく、去る夕左相国参内す。雑事を奏聞す。主上響応⁽⁸⁸⁾の氣無し。撓⁽⁸⁹⁾み給うべからず、と云々。晩頭、参院す。御念仏の間、御前に候う。黄昏退出す。春宮大夫・侍従中納言・兵部卿祇候す。

〔現代語訳〕

二十五日、丙申。ある人によれば、昨夕左大臣道長が参内し、三条天皇に雑事を奏聞したのだが、天皇は上の空ではつきり応答しようとしなかったので、道長は「ボケツとされては困ります」と諫言したとのことである。宵の口に一条院に参上した。御念仏の間、（中宮彰子の）御前に伺候し、黄昏に退出した。権大納言齊信、権中納言行成、権中納言忠輔も祇候していた。

〔注釈〕

(88) 響応

こちらの音声に向こうが応じるように、人のよびかけにこたえて、すばやく行動をおこすこと。

(89) 撓む

つかれていやになる。氣力がなくなる。たゆむ。

二十六日条 【奥】

〔読み下し〕

二十六日、丁酉。近日上下云わく、齊信・俊賢両（人）、左相府の宿所⁽⁹⁰⁾に於いて毎日尊卑を讒言す。就中、俊賢狂うが如し。或るひと云わく、俊賢先主の時の如く、顧問⁽⁹¹⁾の臣と為すべきの由、書状を以て女房⁽⁹²⁾の許に送る（御乳母、所謂本宮宣旨⁽⁹³⁾なり）。即ち奏聞を経る。天氣不快、と云々。此の如き事を聞くことに、若しくは尋常ならざるか。貪欲謀略、

其の聞こえ、共に高きの人なり。

〔現代語訳〕

二十六日、丁酉。最近、上下のいろいろな人が、斉信と俊賢が道長の宿所に入り浸って、毎日のように地位身分を問わず様々な人々を讒言していると言っている。とりわけ俊賢はその度合いが狂ったような激しさであるということだ。(その理由として) ある人によれば、俊賢が先主(二条天皇)のときのように、自身を(三条天皇の)顧問の臣となすように、書状を女房(天皇の乳母である、いわゆる本宮宣旨と呼ばれている女房)のもとに送り、(女房から天皇に)奏聞されたのだが、それを受けた三条天皇が不快な様子であったということである。このような噂を聞くにつけ、異常事態というべきである。まったく貪欲、謀略好きという二点において評判の人間だ。

〔注釈〕

(90) 道長の宿所

東北対(一条院)。または内裏(東三条殿)宿所。

(91) 顧問

天子が臣下をかえりみて意見を問う。他人に意見を聞く。相談する。

(92) 女房

宮中に仕えた女官。また院、諸宮、一般の貴族に仕えた女性をもいう。出身によって上藤・中藤・下藤の三種に分けられ、房を与えられて貴族の子女の教育や、命令の伝達その他の雑務に携わる。女房の呼び名は父兄や夫の官名によるものが多い。

(93) 宣旨

令制以後に定められた女官で、上皇・東宮・中宮・齋宮・齋院のほか摂関などにも置かれた最高級女官。一人。「本宮宣旨」は一条天皇の

御乳母。

二十九日条 【奥】

〔読み下し〕

二十九日、庚子。故院の御法事の七僧前を定められたんぬ。但し七々御(しょうにち)正日、仏事を修せらるべし、と云々。彼の日の僧前奉仕すべきの由、資平を差し院司・上達部に示し送る。帰り来たりて云わく、春宮大夫に触る。大夫云わく、御消息然るべきの事なり。左府に申し報ずべし、てへり。即ち左府の命を伝えて云わく、二日の御法事の僧前、皆申請せらるに随い定め充つる所なり。亦、御正日の僧前、同じく申請せらる有り。仍つて各(おの)定むる所なり。抑も下藤の人に触れ、彼の申すの趣に随い、茲(こゝ)従り聞かすべし、てへり。亦、二日の僧前の事を除き申すに非ず。或いは兼ねて申請せられ、或いは亦当座の人なり。申請せられざるの人に至りては、定め充てざる所なり。更に故有るに非ず、てへり。四条大納言消息す。来月三日、清涼殿に於いて三箇日仁王経(さん)の御読経を修せらるべし(廿口)。行香(ぎやう)、誰人を以て申し行うべきか、てへり。左府の定めに随わらるべきの由を報じ了んぬ。但し雲上の侍臣は、代始めに依り、始めて役に参るが仏事なるは如何。上達部若しくは行事の卿相已下の間、宜しかるべきか。行事の上・弁・少納言等は如何。此の間、相府の定在るべし。例、造宮(つくりみや)了りて御読経百口を南殿・清涼殿に於いて行わる所なり。諸卿を以て南殿の行香と為し、雲上侍臣を以て清涼殿の行香と為すのみ。

〔現代語訳〕

二十九日、庚子、故一条院の法事の七僧の僧前の割り振りが定められたのであるが、四十九日の命日にも仏事を修する予定であるということなので、その日の僧前も奉仕する必要がある旨を、資平を遣わして院司

の公卿に連絡させた。(資平が)帰ってきて、「(院司公卿別当の)権大納言齊信に伝えたと、齊信は『連絡して貰ったことはその通りである。すぐに左大臣道長に伝えて返事をしよう』と言っていました」と報じた。すぐに齊信が道長の命を伝えてきた。道長の命は、「二日の一条院の法事の僧前は、皆が申請したとおりに割り当てた。また命日の僧前も同様に申請があったので、申請どおりにそれぞれに割り当てる。そもそも下藤の者たちに僧前奉仕について伝えていたので、彼らの希望を聞いたうえでこちらから奉仕していいと伝えるつもりである。また二日の一条院の法事の僧前は、貴殿(実資)をわざと僧前奉仕者から除外したわけではない。予め申請してきた者や、割り当てるときその座に居合わせた者達に割り当てたのだ。申請してこなかった者には割り当てなかったということなので、ことさらに含むところがあるわけではない」ということだった。四条大納言公任から、「来月三日から清涼殿において、三日間仁王経の読経が修される。請僧は二〇人だ。行香は誰にやらせるのがいいだろうか」という消息があった。私は、左大臣道長の決定に随うの「いいだろう」と返事をした。ただし、殿上人は、三条天皇の代始めにあたってはじめて勤める役が仏事というのは如何なものであろうか。だったら公卿または行事上卿以下の行事官が勤めるのがいいのだろうか。やはり行事上卿・弁・少納言が勤めるのだろうか。どうするかはいずれ左大臣道長が決めるだろう。先例では造官が終わった後、請僧百口の御読経が南殿・清涼殿において行われてきた。そのさい諸卿に南殿の行香の役を勤めさせ、殿上人に清涼殿の行香の役を勤めさせている。

〔注釈〕

(94) 仁王経

二卷。『仁王般若経』のこと。この経を受持することによって、災害を祓い、福をもたらすと信じられ、『法華経』『金光明経』とともに護

国三部経として重んじられた。

(95) 行香(三—76)

仏を礼拝する儀式として、焼香しながら堂内をまわること。また、堂内をまわりながら焼香すること。

(96) 造官

寛弘二年(一〇〇五)十一月十五日、内裏焼亡。同三年三月十日、新造内裏立柱上棟。十一月二十五日、新造内裏の造営が終了し、遷御のために新造の紫宸殿・清涼殿において読経。翌日、新造内裏に遷御の予定日なるも遷御のことはなかった。寛弘五年六月以前に、一条天皇は内裏に遷御したとする説もあるが、崩御するまで新造内裏には遷御せず一条院を居所としたと見られる。一条天皇の崩御後、寛弘八年六月二十八日に至り新造内裏入御日時定ることがあり、三条天皇は八月十一日に東三条殿から寛弘三年に完成後未使用の新造内裏に遷御した。(参考…詫間直樹編『皇居行幸年表』、同「里内裏一条院の沿革と構成」、『書陵部紀要』六二、二〇一〇年)

三十日条 【包】

〔読み下し〕

三十日、辛丑。申刻許り故院に参る。左大臣・内大臣及び已次の卿相、会す。御念仏の間、御前に候う。両府清談す。予、言語を交じう。左府の気色、甚だ温和なり。和みて不快無し。内府云わく、醍醐先帝臨終の比^(一)、貞信公^(二)、太政大臣を押し給うべし、てへり。余、答えて云わく、然らざる事なり。朱雀院^(三)の御時か。左右云々。左府疑慮有り。内府許り確執^(四)す。予云わく、公卿補任^(五)を以て決すべし。左府御宿所に取り遣わす。披見するの処、果たして予の言有り^(六)。左府大いに笑う。内府答えるところ無かるのみ。入暗。

〔現代語訳〕

三十日、辛丑。申剋（午後三時から五時の間）ごろ故一条院に参り、左大臣・内大臣以下の公卿が御念仏に参会した。御念仏の法会の間中、公卿は（中宮彰子の）御前にいた。（御念仏終了後）左大臣道長と内大臣公季が談話したとき、私も談話に加わった。談話中、道長の機嫌は非常に温和であった。和やかで不快な様子はみられなかった。公季が「貞信公（藤原忠平）は醍醐上皇臨終のころに太政大臣を拜命したはずだ」といったが、私は「それは違う。貞信公の太政大臣拜命は朱雀天皇のときではないか」と答えた。二人とも自説が正しいと主張した。道長はどっちだろうかと考え込んでいたが、公季だけが自説に固執して譲らなかつた。私は「それなら『公卿補任』を見て、どっちが正しいかはつきりさせよう」と述べた。道長は（内裏Ⅱ東三条殿の）宿所に人を遣つて『公卿補任』を取つて来させて開いて調べてみたら、やっぱり私の言つた通りだった。左府は大いに笑つたが、面目を潰された内府は黙り込むだけだった。暗くなって（退出した）。

〔注釈〕

(97) 醍醐天皇（八八五〜九三〇）

第六十代天皇。在位八九七〜九三〇年。名は敦仁。宇多天皇の第一皇子。母は内大臣藤原高藤女の胤子。寛平五年（八九三）立太子、四年後に三十一歳の父に代わり十三歳で即位。延長八年（九三〇）秋、病を得て穩子所生の八歳の皇太子寛明親王（朱雀天皇）に譲位した醍醐は、一週間後の九月二十九日、父の宇多法皇が御幸してきた直後に右近衛府において崩御した。享年四十六。

(98) 貞信公→藤原忠平（八八〇〜九四九）（三一—81）

太政大臣基経の四男。左大臣時平・同仲平の同母弟。兄時平の薨去後、兄仲平を越えて権中納言に昇進し、大納言、右大臣を経て延長二年

（九二四）左大臣に至り、承平六年（九三六）には太政大臣となった。醍醐天皇が譲位し幼齡の朱雀天皇が即位すると新帝の摂政となり、元服後は関白の詔を受けている。忠平は朝儀・故実に通じ、その説は子孫に継承され規範となり、その日記『貞信公記』はすこぶる珍重された。

(99) 朱雀天皇（九二三〜五二）（四—128）

第六十一代天皇。在位九三〇〜四六年。名は寛明。醍醐天皇の第十一皇子。母は藤原基経女の穩子。村上天皇の同母兄。延長八年十一月、醍醐天皇の譲位に伴い、大極殿において即位。天慶九年退位するが、その理由は詳らかではない。

(100) 確執

自分の意見を固く主張して譲らないこと。

(101) 公卿補任

神武朝以来明治元年（一八六八）に至るまで、年ごとに公卿の氏名・官歴を記した職員録。弘仁二年（八一—）成立の『歴運記』に十世紀ころ追加し、代々書きついで。実資も夜中に『公卿補任』をひらき見て先例を確認している事例があり（『小右記』長徳元年（九九五）四月五日条）、実資も所持していたようである。

(102) 『公卿補任』承平六年（九三六）には「八月十九日任太政大臣」とある。

八月

一日条 【包】

〔読み下し〕

八月一日、壬寅。四条大納言告げ送りて云わく、頭弁示し送る。明日の御法事、鈍色を着すべし、てへり。これを如何とす、と云々。先日

めに依り、綾（103）の表衣（104）、青朽葉（105）の下襲（106）、青鈍色の表袴（107）を着す。而るに忽ち斯の告げ有り。今に至りて何すれぞ。左府の定め、時に臨み変改す（108）。二襲を設くの人に非ざれば、反掌の定めに従い難きものなり。資平を内并に院に参らしむ。装束の案内を聞かしめんが為なり。民部大輔（109）為任、興光朝臣（110）を以て示し送ること等有り。一昨日、頭馬頭、興光朝臣を以て、同旨を以て告ぐ。慮外の天恩の氣有り、と云々。資平、内従り退出して云わく、明日参院の人、鈍色を着すべしとの左府の氣色有り。然りと雖も只今何すれぞ。

〔現代語訳〕

八月一日、壬寅、四条大納言（藤原公任）が「頭弁（源道方）が明日の法事（一条院の四十九日）に鈍色を着るようにと伝えてきたが、どうしたらいいだろうか」と連絡してきた。先日（七月十七日）の左大臣道長の決定では、綾表衣・青朽葉下襲・青鈍色表袴を着るようということだったのに、急にこんな知らせがあるとは、今になってどうせよというのか。道長はすでに決定していたことを、その時になって急に変更してしまう。服喪装束を二セット（心喪装束と鈍色装束）用意している人でなければ、掌を返すような、いとも簡単な決定変更には従いがたい。そこで装束をどうするべきか問い合わせるために資平を内裏（東三条殿）と院（一条院）に行かせた。民部大輔藤原為任が三善興光を使者としてある事について連絡してきた。一昨日、藏人頭右馬頭藤原通任が興光朝臣を遣して同じ内容のことについて伝えてきた。それは、思いの外のありがたい天皇の心遣いであった。

資平が内裏から帰ってきて「明日の御法事に参院する人は鈍色装束を着用せよ、というのが左府の意向でした」と報じた。しかし今になってどうすればいいというのだ。

〔注釈〕

(103) 綾（四―126）

ななめに線が交錯している綾織りの模様。斜線模様。また、一般に物の面に現われたさまざまな形、模様をいう。綾袍は心喪装束に用いられる最も軽い服喪服（七月十四日条注釈「鈍色」参照）。

(104) 表衣（四―125）

いちばん上に着る衣服。うわぎ。上衣。

(105) 青朽葉

襲の色目の名。表は青、裏は黄または朽葉色（赤みのある茶色）。また、表は黄みのある薄蒔葱、裏は黒みのある青丹ともいう。

(106) 服装に関するこれまでの経緯（『小右記』）

・七月六日 四十九日の間は巻纒冠で参入。一条朝に藏人を経た日とはその心構えが必要。その他の人は綾下襲。

・七月十四日 皆が穢を忌まず一条院に着座するため、参院には鈍色、参内には心喪装束を着す。

・同十七日 御傍親・院司・素服を賜る者は鈍色、他は心喪装束で参院・参内すべし。

・晩景 四十九日の御法事の時だけは皆、鈍色を着すべし。

・その後 頭光・公季・実資・公任・時光・実成は鈍色ではなく心喪装束に。

(107) 三善興光

天徳四（九六〇）、「内裏歌合」に小舎人として召され、女房歌合の右方人となる。応和二（九六二）、小舎人、寛弘二（一〇〇五）、将監、右近将監。寛弘四、右大将御前。寛弘五、道長の賀茂詣に陪従となる。長和元（一一〇一）、五位。長和四、従五位下。かなりの高齢に達していたと推定できる。

実資の命により病氣見舞いをしたり、実頼忌日に入礼したりしており、実資家人か。

二日条 【尻池】

【読み下し】

二日、癸卯。源宰相告げ送りに云わく、鈍色を着すべきの事、彼是案内す。左府命ぜられて云わく、御傍親並びに院司の外は任意たるべし、てへり。又、既に先日定め⁽¹⁰⁸⁾有り。当日何ぞ定め有らんや、太だ奇事なり。未剋、院に参る（綾の冠・綾の表衣・縵^{かたじ}・青鈍の下襲・青鈍の表袴を着す）。殿上の饗に着す（机）。右大臣已下笏を置き劔を解きて座に在り。内大臣・余相共に参入す。殿上の戸の外に於いて、劔を解き参上し、案内を取る。笏を置き劔を解くべきの定め有り。件の事、前例分明ならず、と云々。今日の儀、御在所⁽¹¹⁰⁾御簾・御帳・御障子を撤し、金色等身三尊（釈迦如来⁽¹¹¹⁾・阿弥陀如来⁽¹¹²⁾・弥勒菩薩⁽¹¹³⁾。皆御存生の御願⁽¹¹⁴⁾）を安置す。仏具等（仏供の名香⁽¹¹⁵⁾・行香等の机、雑具、幡⁽¹¹⁶⁾は相府家のを用う。是推量なり。新調に非ず）、書写せる金泥⁽¹¹⁷⁾法花経⁽¹¹⁸⁾・心経⁽¹¹⁹⁾有り。亦、御装束有り。同じく机に置く。高座⁽¹²⁰⁾・礼盤⁽¹²¹⁾等を立つ。又、殿中に七僧・百僧の座を敷く。上達部、南又庇に在り。南殿の庭に御誦經の幄を立つ。南殿の御隔子⁽¹²²⁾を上げ遠望す。未の終わりの剋許りに鐘を打つ。諸卿、御前の座に着す。諸僧の行道⁽¹²³⁾並びに仏経等を供養すること恒の如し（堂童子⁽¹²⁴⁾左右各四位二人、五位二人）。七僧（権僧正慶円⁽¹²⁵⁾・前大僧正院源⁽¹²⁶⁾講師⁽¹²⁷⁾・大僧都明救⁽¹²⁸⁾三礼⁽¹²⁹⁾・大僧都隆円⁽¹³⁰⁾読師⁽¹³¹⁾・前少僧都尋光⁽¹³²⁾唄⁽¹³³⁾・律師尋円⁽¹³⁴⁾散花⁽¹³⁵⁾・内供⁽¹³⁶⁾定基⁽¹³⁷⁾堂達⁽¹³⁸⁾、法服⁽¹³⁹⁾有り）、百僧の中に僧綱⁽¹⁴⁰⁾等有り。違記すること能わす。御誦經。本院、次いで庁、次いで内裏（使左少将忠経⁽¹⁴¹⁾）、次いで皇太后宮⁽¹⁴²⁾、次いで中宮⁽¹⁴³⁾、次いで東宮⁽¹⁴⁴⁾（左府案内せらる。彼是云わく、東宮他所に御さす。別使無かるべきか。諸卿云わく、御使有るべからず、て

へり。仍つて使無し。又、諸宮の使々、着座せず。殿上に非ざるの者、御所近くに候うは、便無かるべきの故なり。是彼、便に随い定むる所なり）、⁽¹⁴⁵⁾宮々女御達⁽¹⁴⁶⁾・三位⁽¹⁴⁷⁾（入道か、暗戸屋⁽¹⁴⁸⁾の女御の母か）等なり、と云々。黄昏行香。乗燭退出す。今日参入の卿相、右大臣、内大臣（鈍色を着す）、大納言公任（青朽葉を着す。下官の如し）、中納言時光（無紋の冠、無紋の表衣、黄朽葉の下重、青鈍色の表袴）、参議懷平（公任卿の如し）・経房（鈍色）・実成（時光卿の如し。但し、青朽葉、三位中将教通（鈍色）、参議頼定（元より重服））。左大臣及び院司・近習の上達部、御殿の北渡殿の簾内に在り、と云々。頭弁道方・蔵人少納言能信⁽¹⁴⁹⁾、日来青朽葉を着す。而るに今、左府の命に依り、青鈍色を着す。当時の職事人、日来の装束を変え、忽ち鈍色を着すは如何。人々傾くのみ。左少将忠経・侍従兼綱⁽¹⁵⁰⁾・右少将雅通⁽¹⁵¹⁾、院のおん為に無礼。仍つて左府仰せて云わく、忠経・兼綱は御傍親と謂うべし⁽¹⁵²⁾。然而れども鈍色を着すべからず、てへり。仍つて、青朽葉を着し参入す。雅通は無礼中の者なり。又、内殿上人、青鈍色にて堂童子の役を勤む。此の間の事、乱る糸の如し。御傍親及び内の殿上を兼ねざるの者、皆鈍色を着す。但し東宮の宮司・殿上人等、青鈍の下襲を着す。左大弁説孝⁽¹⁵⁴⁾・和泉守経頼⁽¹⁵⁵⁾、内及び宮司・殿上人に非ず。而るに青朽葉を着す。又、左馬頭相尹⁽¹⁵⁶⁾・左中弁朝経・権左中弁経通・侍従資平・大和守輔尹⁽¹⁵⁷⁾・公成⁽¹⁵⁸⁾等、青朽葉を着す。先日定めを存するか。心喪の人と雖も悉く巻纒⁽¹⁵⁹⁾なり。院御位の時、蔵人を経るの大夫等、鈍色を着し、上達部の饗の雑役を勤む。左府の定め依るか。左少将頼定、左府の気色宜しからざるに依るか。

【現代語訳】

参議源頼定が私に「鈍色を着ていくようにと何人かから連絡があつ

た」と伝えてきた。左大臣道長は「親族と院司以外の服装は任意である」と命じられたはずだ。すでに先日に定めがあったが、当日になって別の定めがあるとはどういうことなのか。誠に奇妙なことである。未刻(午後一時〜三時)、私は綾冠・綾表衣・縹青鈍下襲・青鈍表袴の心喪装束を着て一条院に参院し、殿上の饗(机であった)に着いた。右大臣頭光以下公卿たちは笏を置き、太刀を解いて座についた。内大臣公季と私は途中で一緒になったので揃って参入した。殿上の戸の外で太刀を解いて参上し、(院司に)「どうしたらいいか問うたら、(院司は)「笏を措いて太刀を解くようにとの定めです。このことについて前例があるのかよくわかりません」と答えた。今日の法事の鋪設は以下のとおりである。

中宮彰子の御在所の御廉・御帳・御障子を撤去し、金色等身の三尊像(釈迦如来・阿弥陀如来・弥勒菩薩で、すべて一条院御存命中の御願のものである)が安置され、仏具等(仏前に供える名香や行香などが置かれる机、そのほかの雑具や幡は左大臣家のものを用いている。これは私の推測であるが、新調したものではない)、書写された金泥法華経と般若心経、また一条院生前の御装束が同じ机の上に置かれてあった。また御在所に高座や礼盤なども置かれていた。また一条院中殿の殿中に七僧と百僧の座が敷かれ、上達部の座は西対南又庇にあった。南殿の庭には御誦経の幄が立てられていた。南殿の御格子を上げて公卿の座から御誦経の幄を遠望できるようにしてあった。未終刻ころ(午後三時ころ)、法会開始を告げる鐘が打たれ、諸卿が中宮彰子の御前の座に着座した。諸僧の行道や本尊仏像・書写御経の供養などの次第はいつもどおりであった(堂童子は左右各々四位が二人、五位が二人であった)。七僧(権僧正慶円・前大僧正院源は講師、大僧都明教は三礼、大僧都隆円は読師、前少僧都専光は唄、律師専円は散華、内供定基は堂達であった。彼らには法衣が与えられた。)と百僧のなかには僧綱もいたが、多かったので全員の名前を書き上げることができない。御誦経は本院、次に院庁、内裏(使

者は左少将藤原忠経)、皇太后宮(藤原遵子)、中宮(彰子)、東宮(敦成親王)(左大臣道長が取り決めたことである。誰も彼も「東宮は他所にいらっしゃるわけではないので(中宮とここの一条院に同居しているのだから)、独自の使者は無くてもよいのではないか」と言っていた。公卿たちは「東宮の使者は必要ない」と言っていた。だから東宮の使者は無かった。また、諸宮の使たちは着座しなかった。使のなかに殿上人でない者がおり、彼らが御所近くにいないのは不適當だったからである。使たちそれぞれを着座場所は、適宜、定められた)、その他の宮々(脩子内親王・敦康親王)、女御たち(藤原元子・同尊子)、三位(入道か。「暗部屋の女御」尊子の母か)などの御誦経もあつた。黄昏、行香が行われて法会は終わった。秉燭、退出した。今日参入した公卿は右大臣頭光、内大臣公季(鈍色を着していた)、大納言公任(私と同じ青朽葉を着していた)、中納言時光(無文冠・無紋表衣・黄色朽葉下重・青鈍表袴であつた)、参議懐平(公任と同じであつた)・経房(鈍色であつた)・実成(時光と同じ。但し青朽葉であつた)、三位中将教通(鈍色であつた)、参議頼定(元より重服なので、鈍色であつた)。左大臣、院司、近習の上達部は御殿(西対)北渡殿の簾中にいたということだ。頭弁道方・藏人少将能信はいつもは青朽葉を着しているが、今日の法会では道長の命によつて青鈍色を着していた。今上天皇に仕える藏人たちがいつもの装束を変え、たちまち鈍色を着るとはどういうことなのだ。人々は首をかしげるだけであつた。左少将忠経・侍従藤原兼綱・右少将源雅通は故一条院に対して無礼をはたらいた。だから左大臣道長は「忠経・兼綱は一条天皇の親族だが鈍色を着してはならない」と命じた。それで青朽葉を着て参入したのだ。雅通は無礼をはたらいて謹慎中であつた。内殿上人が青鈍色を着て堂童子の役を勤めていたが、それは乱れた糸のように君臣の秩序を乱すものである。親族と内殿上人を兼ねない近習の人々はみな鈍色を着し、そのうち東宮宮司と東宮の殿上人などは青鈍下襲を着すというのが

本来の姿である。だが、左大弁藤原説孝・和泉守源経頼は、内の殿上人でも東宮官司でも東宮殿上人でもないのに青朽葉を着用していた。左馬頭藤原相尹・左中弁朝経・権左中弁経通・侍従資平・大和守藤原輔尹・藤原公成等も青朽葉を着用していた。先日の親族・近習以外は服装自由という定をわきまえてのことであろうか。心喪装束であるとはいってもみな巻纒の冠をかぶっていた。一条院が在位中に蔵人を勤め巡爵で五位になった人々、鈍色を着し上達部の饗の雑役を奉仕していた。左大臣道長が決めたことなのだろうか。饗の雑役から左少将藤原定頼がはずされていたのは、道長の覚えがよくないからであろうか。

〔注釈〕

(108) 先日定

実資は心喪装束（朽葉色下襲・青鈍色袴）にて参院すること（七月十七日条）。服装に関する定の経緯は八月一日条の注釈に掲載。

(109) 縑

細い絹糸で、目を細かく固く織った、地文のない薄地の平絹。羽二重の類。平安時代の用途は、綾や羅よりは価値の低いものとして、袷装・裳などの僧衣や、隨身クラスの下襲や祭使に従う童の狩衣・指貫の例がみられるが、ともに殊更やつしたものである。

(110) 御在所

「御在所」は喪主として法要に御している藤原彰子の御前の意か。また、法要は一条院が御在所とし、崩御した中殿で行われた（『御堂関白記』・『権記』）。（参考：太田静六『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七年）、倉本一宏『一条天皇』吉川弘文館、二〇〇三年）

(111) 釈迦如来

釈迦牟尼の尊称。

(112) 阿弥陀如来

西方にある極楽世界を主催するという仏。法蔵菩薩として修行していた過去久遠の昔、衆生救済のため四十八願を發し、成就して阿弥陀仏となったという。その第十八願は、念仏を修する衆生は極楽浄土に住生できると説く。浄土宗・浄土真宗などの本尊。

(113) 弥勒菩薩

釈迦牟尼仏に次いで仏となると約束された菩薩。釈尊入滅後五十六億七千万年の後のこの世に下生して、竜華三会の説法によつて釈尊の教に洩れた衆生をことごとく済度するという未來仏。

(114) 御存生の御願

長和元年（一〇二二）五月二十七日、円教寺において一条院の周忌法事が行われた際、金泥の心経・尊勝陀羅尼経・法華経が螺鈿の筥に入れられ供養されたが、「御生存間御願」であつた金泥の大般若経は書き終わず一部だけ書いて供養したことが『小右記』に見える。

(115) 名香

仏にたてまつる香。仏前にたく香。

(116) 幡

仏教では仏菩薩の莊嚴具として仏殿の内外で用いられる幡をいい、我が国でも仏教伝来以後しばしばもたらされ、仏教の普及とともに盛んに用いられるようになった。この場合の基本形は、舌を備えた三角形の幡頭と、数坪に区切られた長方形の幡身とから成り、側面に幡手、下端に幡足を付けるものでしばしば灌頂幡と呼ばれる。材質としては錦・綾・羅などの裂地製が最も多いが、金銅板に透彫・線刻を施した金銅幡のほか、玉幡・糸幡・板幡・紙幡もあった。

(117) 金泥

膠（獸・魚類の骨・皮・腱・腸などを水で煮た液を乾かし固めた物質）をといた水に金粉をまぜたもの。書面を書くのに用いる。

(118) 法華經

大乘經典の一。八卷。二十八品より成る。二乗作仏ならびに釈尊の久遠成仏を説き、諸大乘仏教中最も高遠な妙法を開示したという経。天台宗・日蓮宗で所依とする。

(119) 心経↓般若心経

仏典の一。漢訳に諸訳あるが、最も流布しているのは唐の玄奘訳に二文字を付加した二六二字から成るもの。般若経の心髄を簡潔に説く。

(120) 高座

説教などの時、説教師や僧侶などがすわる一段高くしつらえた席。またその席で説法すること。

(121) 礼盤

本尊の前にあつて、導師が仏を礼拝し、誦経するために上る座。須彌壇の正面にあり、前に経机、左に柄香炉、右に磬を置く。

(122) 隔子

寢殿造りなどにおける蒔しどま(蒔格子)のこと。

(123) 行道

法会の時、衆僧が列を組んで読経・散華しながら仏堂や仏像の周囲を右回りにめぐり歩くこと。

(124) 堂童子(三一—76)

宮中の大法会などで、花筥を配る役。蔵人および五位以上の公家の子弟がなつた。

(125) 慶円(四—124)

天台僧。父については諸説あるが、父が藤原伊文なら実資と叔父・甥の関係、父が道明なら実資の大叔父。二人の親密な関係は『小右記』の記事からうかがえる。寛弘八年(一〇一一)には権僧正となり、一条天皇の出家に際し戒師を務め、臨終に際しては加持により、一旦天

皇を蘇生させたという。一方、左大臣藤原道長は「為吾大不遜者也、如讎敵」と述べており、この背景には、長和元年(一〇一一)、道長が騎馬のまま山王社前を通過したことに端を発する確執があつた。

(126) 院源(九七一—一〇二八)(三一—104)

天台僧。俗姓平氏。陸奥守従四位下元平男。大僧都覺慶に師事。長徳四年(九九八)覺慶の天台座主就任に伴い、その後任として法性寺座主に補される。長保三年(一〇〇一)権律師、翌年権少僧都、寛弘七年(一〇一〇)権大僧都となるが、翌年弟子実誓に権律師を譲り辞退。寛仁元年(一〇一七)法印に叙され、四年十月天台座主となり、西方座主と号された。

(127) 講師

広くは、諸法会の時、読師と相對して高座に登り、経論を講説する役僧をいうが、狭義には維摩会等の勅会に講経の任に当たるものをいう。

(128) 明救(九四六—一〇二〇)(四—132)

天台宗の僧。醍醐天皇の孫有明親王の子。幼くして延暦寺に入り、平等房延昌の弟子となる。長徳四年(九九八)頃より各方面から要請を受けて頻繁に修善・祈祷を行つており、殊に同年藤原道長の病に修善を行つたのを初見として道長一族に関するものが多く、関係の深さがうかがわれる。このほか、しばしば見えている三条天皇病悩平癒の祈祷をはじめ、宮中関係の祈祷にも多く招請されている。

(129) 三礼(三一—105)

僧侶の七役の一つ。法会の読経にあたり、最初にひときわ声高に三礼文をとなえる者。

(130) 隆円(九八〇—一〇一五)

天台僧。中関白藤原道隆男。摂政関白の男で僧綱に任ぜられた初例という。延暦寺の実因大僧正の弟子で、実因の住寺である小松寺にちな

み小松僧都と号され、また普賢院僧都とも呼ばれた。中関白家没落とともに身辺寂寥となった藤原定子（道隆女、一条天皇皇后）の敦康親王・嬖子内親王の出産の祈禱にもつばら候したことが『栄花』に見え、また一条天皇崩御前後に奉仕したことが『御堂』に記されている。なお清少納言は隆円を「僧都の君」と親しく呼び、中関白家盛時における隆円の屈託のない折々の姿を描いている。

(131) 読師

法会において講師と相對して仏前の左の高座に登り、経題・经文を誦する役の僧。七僧の一人。

(132) 尋光（九七七一〜一〇三八）

天台僧。法住寺僧都。藤原師輔の九男為光の子。天台座主滋仁の弟子となり、寛弘七年（一〇一〇）権小僧都（翌年辞退）。木幡淨妙寺三昧堂・多宝塔供養僧の一人となり、一条天皇崩御前後には、出家・入棺・七七日供養法会に参加。三条天皇の時にも加持のため祇候し、藤原道長家の仏事にも参加している。

(133) 唄

唄うたの一種。偈頌げじゆの一部を歌詞とし、一字一字を長く引いて、揺ゆりなどの節を多く付けて唱える。また、大法会四箇法要の一つである梵唄の任にあたり、如来唄などを歌詠する僧の称。

(134) 尋円（九七七〜一〇三一）

天台僧。延暦寺恵心院に住す。権中納言藤原義懷男。一条・後一条両天皇の護持僧をつとめる。一条天皇の出家・崩御に際し奉仕。

(135) 散花

四箇の法要の一。法会中、紙製の五色の蓮華の花弁などを花笥に盛り、声明に合わせながらまき散らすこと。

(136) 内供

宮中の内道場に奉仕し、御齋会の読師や夜居の僧の役をつとめた学徳兼備の僧。定員十人。日本では十禪師の兼職であったので内供奉十禪師・十禪師ともいう。

(137) 定基（九七五〜一〇三三）（三一―105）

園城寺僧。千住院に住す。散位源助成（茂）男。僧正智弁の弟子。時の為政者藤原道長の信任を得、道長家における多くの法会の講師を務めたことが知られる。また藤原実資は定基を道長とのパイプ役として利用していたことがうかがわれる。

(138) 堂達

法会の時、会行事の下で導師・呪願師に願文・呪願文を渡す役僧。七僧の一。

(139) 法服

法衣。僧服。

(140) 僧綱（三一―103）

仏教界の統制にあたる中央の僧官。律令制下では僧正・大僧都・少僧都、律師および実務を担当する佐官から成る機構であった。奈良時代の末ごろに、佐官に代わって威儀師・従儀師が置かれ、律師以上の僧綱は六―七人であった。やがて大僧正の常任、あるいは各階に権官がおかれ、しだいに榮譽的な地位となり、平安後期には実際の職務は「法務」と称する僧正クラスの二人、「惣在庁」「公文」と称する威儀師・従儀師らが主に担当した。だがそれも形骸化した。

(141) 藤原忠経（？〜一〇一四）

権大納言道頼男。母は藤原永頼女。父道頼は長徳元年（九九五）二十五歳で薨去しており、父の死後は父の叔父に当たる道長の庇護下にあったと思われる。忠経の母の叔母（永頼）の姉妹は実資の母。

(142) 藤原遵子（九五七〜一〇一七）（三一―76）

繁子。長徳四年（九九八）十五歳で御匣殿別当として一条天皇後宮に入内。長保二年（一〇〇〇）女御となる。曹司が暗戸屋にあつたので「くらべやの女御」と呼ばれた。寵愛もさほどではなく、子どもの誕生も無いまま、寛弘八年、一条天皇崩御。その後、長和四年（一〇一五）参議修理大夫通任（三条天皇皇后城子の弟）と結婚。

(147) 藤原繁子

藤原師輔の女。円融天皇女御藤原詮子に仕え、一条天皇乳母となる。藤原道兼との間に一条天皇女御藤原尊子をもうける。長徳四年（九九八）一条天皇の後宮に入るが、実際の面倒をみたのは、のち繁子と婚する平惟仲であつた。長保三年（一〇〇一）、夫惟仲の大宰帥就任に伴い、ともに筑紫に下向。寛弘元年（一〇〇四）夫の死にあい帰京。一条大路の北に好明寺を建立し、余生を過ごした。当寺には甥道長も訪れ、何かと援助を行うなど気遣いを見せている。

(148) 暗戸屋

内裏清涼殿朝餉あさぐれい間の近くにあつた部屋。女房の局に充てられる。正確な位置は不明だが、清涼殿内にこれに該当する部屋はないよう、後涼殿の納殿あたりにあつたと考えられている。

(149) 重服（四—120）

重い忌服。父母の喪。源頼定は父為平親王が寛弘七年（一〇一〇）十一月に薨去し（『御堂関白記』、一年間の喪中にある）。

(150) 藤原能信（九九五—一〇六五）（三一—92）

左大臣道長の五男。母は源明子。寛弘三年（一〇〇六）、異母弟教通と同日に元服を行い、従五位上に叙された。侍従、右兵衛佐、藏人、少納言、中宮（藤原妍子）権亮等を歴任し、長和二年（一〇一三）藏人頭、同五年、参議を経ずに中納言に任ぜられる。

(151) 藤原兼綱（九八八—一〇五八）（三一—92）

関白道兼の三男。同母兄に中納言兼隆がいた。長徳元年（九九五）父道兼の薨去後は叔父道綱の養子となる。長保三年（一〇〇一）元服。即日叙爵。左近衛少将、侍従、右馬頭等を歴任し、長和二年（一〇一三）禁色を聴され、翌年三条天皇の藏人頭に補される。

(152) 源雅通（？—一〇一七）（四—131）

宇多源氏。左大臣雅信孫。権左少弁時通男。永延元年（九八七）父の死にあい、祖父雅信の養子になる。更に祖父の亡き後は、雅信室藤原穆子の庇護を受けた。また時の為政者藤原道長は雅信女倫子と婚していた関係から、叔父に当たることになり、道長・倫子の眷顧にも浴した。長徳四年（九九八）右近衛権将監に任ぜられてより、右近衛権中将、五位藏人、敦成親王（のちの後一条天皇）家別当、木工頭、冷泉院御厩別当、丹波守、中宮（藤原妍子）亮等を歴任。右中将時代、右大将実資のもとで「政所中将」として府務に当たる。

(153) 藤原忠経の叔母は一条天皇皇后の藤原定子であり、藤原兼綱の姉妹には一条天皇女御の藤原尊子がいた。

(154) 藤原説孝（九四七—？）（三一—79）

中納言為輔の二男。文章道の出身と考えられる。藏人、摂津守、左中弁、右大弁、勸学院別当、左大弁、大和権守等を歴任。

(155) 源経頼（九八五—一〇三九）

宇多天皇の皇子敦実親王を曾祖父に、左大臣源雅信を祖父に持つ。父は参議左大弁扶義。藤原道長・頼通の執政期にあたり藤原氏が要職を独占する中で、その官位の昇進は比較的緩慢であつたが、約二五年間にわたつて弁官職を務め、太政官政治の実務に通曉するとともに、地方官としても治績をあげた能吏才官であつた。宇多天皇の四世孫として出自が尊貴であつたこと、祖先より相伝の知識や故実札法を有したこと、藤原撰関家とも近親関係（叔母倫子が道長の正室、頼通とは従

兄弟）にあったこと、そして何よりも有能精勤であったことが知られる。源家流儀礼の習得に努められたら、『西宮記』勸物（青標書）を作成するとともにその日記『左経記』を遺している。『類聚符宣抄』も、主に実務官僚としての職務の遂行と一連の故実学的関心より、先例故実や文書の内容と書式・発行人手続き・作法等を知るために、彼が編纂したものと推定される。

(156) 藤原相尹（三一—79）

大藏卿・右馬頭遠量男。左右少将などを経て、正四位下左馬頭まですすむ。長徳二年（九九六）花山院闘乱事件に連坐し、勘事を処されたことがある。

(157) 藤原輔尹（？—一〇二一）（三一—78）

歌人。詩才にも恵まれた。秀才、大学助を経て正暦四年（九九三）には藏人式部丞で藤原道兼の家人であった。その後、伊賀守、右少弁、左少弁、山城守、大和守を歴任した。

(158) 藤原公成（九九九—一〇四三）

中納言実成の一男。祖父太政大臣公季の子となる。寛弘八年（一〇〇一）元服叙爵、侍従、左兵衛佐、右少将、右権中将等を経て寛仁四年（一〇二〇）藏人頭。公成女の茂子は権大納言藤原能信の養女となつて後三条天皇の女御となり、白河天皇を生んだことにより、院政期以降この一家の繁栄をもたらした。

(159) 巻纒（四—126）

冠の纒が内側になるように輪のように巻き、細い夾木ではさみ、纒が垂れたいようにしておくのをいう。武官は常に纒を巻いてさらに冠の左右に綏をつける。巻纒だけで綏を着けないのは喪中の姿で、凶服の巻纒は無紋で夾木を墨でぬる。心喪の人は巻纒にするかどうか必ずしも一定ではなかった。

三日条 【湯木】

〔読み下し〕

三日、甲辰。今日従り三箇日、清涼殿に於いて仁王経の御読経を行わる。行幸⁶⁰に依り修せらる所なり。行事上卿已下、行香す、と云々。一昨の夜半従り冷泉院⁶¹。霍乱⁶²の如く悩み御坐します。重きに似たり、と云々。

〔現代語訳〕

三日、甲辰。今日から三日間（八月三、四、五日）、清涼殿において仁王経の御読経が行われる。（新造の内裏への）遷幸により（この仁王経の御読経が）執り行われるのである。行事の上卿以下が行香の役を勤めたということだ。一昨日（八月一日）の夜半から、冷泉院が霍乱にかかったように苦しんでいらつしやる。（今回の病気は）重いようである、ということだ。

〔注釈〕

(160) 八月十一日に東三条第より内裏に遷御すること。読経が行われることは七月二十九日に公任より実資に消息があった。

(161) 冷泉院（九五〇—一〇一一）（四—120）

第六十三代天皇。在位九六七—九六九。村上天皇第二皇子。母は右大臣藤原師輔女安子。同母弟に円融天皇。一条天皇の叔父、三条天皇の父。寛弘八年十月、東三条南院において崩御。時に六十二歳。

(162) 霍乱

暑気あたりの病。普通、日射病をさすが、古くは吐瀉病も含めて用いた。

四日条 【湯木】

〔読み下し〕

四日、乙巳。冷泉院、去る夕、御悩至急なり。存ぜしめ給い難きに似たり。而るに今日頗る宜しく御坐します、と云々。

〔現代語訳〕

四日、乙巳。冷泉院は昨日の夕方に、病気が危篤状態になった。冷泉院はもう長くないようだ。しかしながら、今日はとても調子が良い状態でいらつしやる、ということだ。

五日条 〔湯木〕

〔読み下し〕

五日、丙午。右衛門督示し送る。院の御悩猶お重し、てへり。

〔現代語訳〕

五日、丙午。兄参議藤原懷平が、「冷泉院のご病気はやはり重篤だ」と連絡してきた。

六日条 〔北川〕

〔読み下し〕

六日、丁未。申の刻許り参院す。左相府・傳納言・皇太后宮大夫・左衛門督・左宰相中将・左兵衛督・三位中将・源宰相相参入す。御念仏の間、上臈の卿相両三、御前の座に候う。左相府、皇太后宮大夫と清談して云わく、今日内裏御読経結願了りて参入する所なり、てへり。晚景退出す。今日、傳の大納言云わく、冷泉院、去夕従り頗る滅氣げんきに御坐します、てへり。相府云わく、日者青宮の御身熱く悩み御坐す氣有り、てへり。昨従り頗る宜しく御坐します。然而れども猶お御尋常に非ず。御乳殊に聞し食さず。陰陽家勘申して云わく、巨害を見ざると雖も、殊に悩み給

うべきに似たり、てへり。左府云わく、十一日、七々御忌に当たる。彼

の日、本院仏事を修す。院司等、其の事を行う。行幸に供奉するの人、参入するべからざるなり、てへり。相府、院に候わるべからざるの氣色有り。又云わく、中宮、御所の読経並びに不断の御読経に候うの僧等、各褻装束一襲を給う（扇を加う、と云々）。皇太后宮大夫、左府に申して云わく、行幸の日の雅楽寮の事、案内を申せしむるは如何。相府云わく、樂有るべからざるか。皇太后宮大夫同じく其の由を存ず。行幸の事を承り行幸に依り申請する所なり。行事の人、行幸に供奉すべからざるか、てへり。余答えて云わく、造宮行事、供奉せず。彼の例に准ずべからざるか。左府云わく、然る事なり。供奉すべし、てへり。

〔現代語訳〕

六日、丁未。申の刻（午後三時～五時）ごろ一条院に参院した。左大臣道長・大納言道綱・権大納言公任・権中納言頼通・参議源経房・同藤原実成・三位中将教通・参議源頼定も参入した。御念仏の間、上臈の公卿二、三人が（中宮彰子の）御前の座にいた。（御念仏が終わって）道長が公任に語りかけて「今日は内裏での御読経結願が終わって参入したのだ」と言った（私に語りかけなかったのは服喪装束のことがあるからだろうか）。夕方になって退出した。今日、（中宮の御前の座で道長以下上臈公卿数人で語り合ったとき）道綱が、「冷泉院のご病気が昨日の夕方から、かなり快方に向かつておられる」と言った。道長は「近頃、東宮敦成親王（後の後一条天皇）は熱があつて、苦しんでおられるが、それも昨日から非常によくなくなっていらつしやる。しかしやはりまだ全快というわけではなく、とりわけ乳をお召し上がりにならない」と言った。陰陽家は占つて「大事に至ることはなさそうですが、非常に苦しまれるでしょう」と勘申した、とのことである。道長は、「（八月）十一日是一条天皇の四十九日の命日であり、一条院で仏事が行われる。院司らは四十

九日の仏事の運営をする。行幸に供奉する人は院に参入してはならない」と言った。道長は、当日、院にはいないおつもりのような。また（道長は）「中宮彰子が一条院での読経と不断御読経を行った僧侶たち一人一人に褻の装束一着と扇を賜与された」と語った。公任は道長に、「行幸の日の雅楽について雅楽寮の準備がどうなっているか報告させましょうか」と尋ねた。道長は、「（今回は）雅楽はないほうがいいのではないかと答えた。公任も道長と同じ考えであったが、行幸行事上卿を拜命しているから、道長に申請して注意を促したのである。公任はまた、「行幸行事を担当する我々は行幸に供奉しなくてもよいだろうか」と述べた。これに対して私は発言して「造宮行事は行幸に供奉しないが、公任ら行幸行事は造宮行事の例に准じてはいけないのではないかと述べた。道長は私の発言に同意して「その通りだ。公任ら行幸行事も供奉するように」と言った（服喪装束のことで気まずく感じていたが、この遣り取りで多少ホッとした）。

〔注釈〕

(163) 減気

病勢が衰えること。健康を回復すること。

七日条 【奥】

〔読み下し〕

七日、戊申。真衣野まののの御馬牽ごまけんと云々。年来としより多く式日を過ぎ、之を牽く。或いは冬月に臨み之を牽く。而るに式日を守り、之を牽く。計りみるに代始に依り勤めを致すか。後年形勢に随うか。

〔現代語訳〕

七日、戊申。真衣野の御馬牽が行われたということだ。近年では式日

を過ぎて催されることが多く、どうかすると冬になってやっと行われるようなこともある。しかしながら今回は式日を守って行われた。推し量ってみるに天皇の代始めだから無理をして式日を守ったのだろう。（式日が守られたのはめずらしいことであり）今後はその年々の状況に応じて駒牽の日はまた変動するのであろう。

〔注釈〕

(164) 真衣野牧

平安期に見える牧名。甲斐国巨麻郡のうち（山梨県武川村）。勅旨牧（皇室料馬の飼養・供給のため勅旨を以てもらうられた牧）。

(165) 駒牽

毎年八月中旬に、諸国の牧場から献上した馬を天皇に御覧に入れる儀式。天皇の御料馬を定め、また、親王、皇族、公卿にも下賜された。

編集後記

『史人』五号をお届けします。『史人』三号から『小右記』注釈作成に参加してきましたが、本号では初めて編集作業に当たらせていただき大変勉強になりました。学位論文執筆のため途中で斎藤さんに代わっていただきました。今後も『史人』刊行に尽力したいと思います。（山本）

最終段階で少し編集のお手伝いをさせていただきました。今号も坂本先生をはじめとする四人の方の論文、小右記

こぼれ話、前号の引き

続き小右記現代語訳・

注釈を収録しております。次号への皆様の投稿をお待ちしております。（齋藤）

史人

編集発行 広島県東広島市鏡山一丁目一一

広島大学大学院教育学研究科下向井研究室

（郵便番号 七三九一八五二四）

TEL 082-424-7065

E-mail shimoken@hiroshima-u.ac.jp